

## 平成17年第2回防府市議会定例会会議録(その2)

平成17年6月20日(月曜日)

### 議事日程

平成17年6月20日(月曜日)

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	今津誠一君	2番	伊藤央君
3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	和田康夫君	教育長	岡田利雄君
教育委員会参事	恵藤豊君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
執行部、松本教育次長は病気のため今会期中欠席でございます。代理として、恵藤教育委員会参事が出席をされておられます。初日申し上げるべきところでしたが、ちょっと忘れましてのおわび申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。29番、深田議員、2番、伊藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので御了承申し上げます。

これより質問に入ります。最初は10番、木村議員。

〔 10 番 木村 一彦君 登壇 〕

10 番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。これまでで最多の一般質問者がある中で、トップを切らせていただくことになりました。通告に従って質問いたしますので、執行部におかれては簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

まず最初に、市長の市政運営に当たっての基本姿勢について質問いたします。

昨年 4 月 26 日の第 17 回協議会において、2 市 4 町の合併協議が休止となって以来、1 年余りが過ぎました。この間、松浦市長は議会における施政方針演説や行政報告などでたびたびこの問題に触れ、休止に至ったことを残念がる一方、「今後については、コンパクトで安全・安心、快適で防府市らしいまちづくりを推進したいと考えており、将来的には立派なまちづくりができていると評価される行政運営を目指してまいりたいと存じております。」と、これは昨年 9 月議会での行政報告であります。

さらに、「今後も引き続き市議会議員各位並びに市民の皆様とともに、誇りあるふるさと防府市の建設に全力を傾注する所存でございます。」、中略、「人口約 12 万人、面積約 180 平方キロメートル、広大な平野と豊かな水資源に恵まれるなど、我が防府市は他市に類を見ないほどバランスのとれた潜在的な能力を秘めた都市であると自負いたしております。」、中略、「我が防府市は、これまでどおり単独の市政運営をしていけないような都市ではないと考えております。」、これは本年 3 月議会での施政方針演説であります

と、単独市政の運営に意欲を見せておられまして、とりわけ防府市のよさ、防府市のアイデンティティを生かした、小さくても存在感のある自治体を目指す旨の発言をされております。

我が党は、国の主導による人減らしと財政支出削減を主なねらいとした合併を批判し、地域に根差した住民の共同体としてのまちづくりを主張してまいりましたけれども、市長のこれらの言明は、言葉の上では我が党の立場と一致するところが少なくありません。しかし、市長は合併そのものについては、「私は、合併によるスケールメリットを出し、行政の簡素化を推進し、同時に県勢発展をリードする中核都市の実現が必要であると考え、そのためには山口市と防府市が中心となって合併協議を進めていくことが一番大切であるという観点から、県央部 2 市 4 町の合併をまとめ上げるべく最大限の努力をしてまいりました。」、これは昨年 6 月議会での行政報告であります。

さらに、「私は、スケールメリットのある合併こそ、住民福祉の向上につながるという考えのもとに合併に取り組んでまいりました。」、これは昨年 9 月議会での行政報告であります と、その必要性を否定しておられません。

山口市など1市4町の合併を進めてきた人たちは、1市4町の合併は第一段階である。次は、防府市を含む第2段階の合併を、このように公然とっております。また、本市出身の県会議員の皆さんなども、こうした動きの中心的存在となっている今日、この問題に対する市長の姿勢は、防府市の将来に大きな影響を与えるものであります。

そこでお尋ねいたします。

市長は、当面は単独市政を選ぶが、将来はより望ましいあり方として合併すべきだと考えておられるのか。とりわけ1市4町との合併は、種々の条件さえ整えば、再び検討する余地があると考えておられるのか。それとも、このような事態になったからは、合併は視野に入れず、あくまで防府市独自の発展の道を選ぶのか。市民もこの点に注目していますので、市長の本音のところでの明確なお答えをお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、三田尻塩田公園の釜屋の煙突の保存について質問いたします。

昨年9月の台風18号によって、2本の煙突のうち1本が倒壊、不幸にして負傷者が出ましたが、残る1本の保存について先ごろ市が調査され、その結果が出たと聞いております。

御承知のように、この煙突は260年にわたって我が国の塩業を支えてきた三田尻塩田の象徴であり、今日の防府市発展の礎となった地場産業の重要なモニュメントでもあります。

江戸時代、歴代藩主の保護育成により築かれた三田尻塩田は、総面積350ヘクタール、塩業者201軒、年間生産量36万石に達し、播州赤穂と並ぶ我が国塩業の一大中心地となりました。防長三白の1つとして長州藩の財政を支え、後に明治維新の大きな原動力になったことは、つとに知られているところであります。

明治38年に専売制度が施行されると、専売局製塩試験場が設置され、我が国の製塩技術の発達に大きく寄与しました。こうして昭和34年に塩業整備臨時措置法によって260年にも及ぶ歴史に幕をおろすまで、防府市はもちろん、山口県の誇るべき産業として郷土を支え続けてきたわけであります。

市長の言われるように、誇りあるふるさとを建設していく上では、郷土の成り立ちに深い関心と敬意を払い、先人の残した業績を大切に、多くの市民の記憶にとどめていくことは極めて重要です。過去をおろそかにする者に未来は保証されません。今や日本に唯一残る塩田の遺物と言われるこの煙突を、最大限の努力を払って保存すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、小規模修繕業者登録制度について質問いたします。

政府は、盛んに景気が若干持ち直したとか、回復基調に入ったとかっておりますが、

我々庶民の実感は景気回復にはほど遠く、所得は下がる一方なのに、相次ぐ増税と社会保障制度の改悪で、生活はますます苦しくなる一方です。国民の消費購買力はさらに冷え込み、消費不況は深刻さを増すばかりであります。

多くの大企業がリストラ効果等もあって、空前の利益を上げている一方で、圧倒的多数の中小零細企業が塗炭の苦しみにあえいでいることは、我が防府市にあっても例外ではありません。市の経済の主要な担い手であるこれらの業者に対して、市が支援の手を差し伸べることは、市の経済を元気にする、このためにも緊急の課題であります。

市が発注する例えば30万円以下の小規模修繕工事については、一般入札参加資格のない小さな業者でも受注できるようにする支援制度、すなわち小規模修繕等希望者登録制度は、中小零細業者の経営を応援し、地域経済を活性化する有効な手段として、今、全国の自治体に広がっております。

この問題については、2年前の平成15年6月議会で、我が党の山本久江議員が一般質問いたしましたけれども、そのときの答弁は要約しますと、業者の信頼性及び安全な施工の確保のために、入札参加資格のある業者に限定すると。また、現在は競争の社会であり、中小零細の業者であろうと、幾らでもその競争に参画する機会がちゃんとあります。ちゃんと登録をして、競争の中にお入りになればよいのではないかと。こういうものでありました。

しかし、実際に入札参加資格を得るには、少なくとも数十万円の初期費用が要るのです。30万円以下の小さな工事でも何とかとりたい、こう願っている小さな業者にとっては、その初期費用さえ大変な負担になるわけでありまして。仕事が欲しければ、ちゃんと登録すればよいのではないかと、こういうような市の態度は市民である業者に対して余りに冷たいだけでなく、市の経済活性化に対しても余りにも不熱心だと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

既に、43県、289の自治体がこの制度を実施しており、つい先月はお隣の広島県広島市でもこの制度をスタートさせております。ぜひ、防府市でも実施してほしいと思いますがいかがでしょうか。

ところで、市は第3次行政改革後期計画の中で、業務の効率化の推進、事務事業の見直しの一環として、小規模修繕について取り上げ、新たな登録制度、すなわち小規模修繕契約希望者登録制度、これについては今後の検討課題とするとしておりまして、平成17年度、18年度の建設工事等入札参加資格審査の中で、小規模修繕の発注規模を調査し、下位等級格付等の中小業者へも発注されるよう指名基準等の見直しを行う、このようにしております。そして平成17年度、今年度の実施計画では、小規模修繕発注の指名基準等の

検討を行い、要綱等の制定、または改正をしております。

これらの市が行われた調査結果及び要綱の制定等の取り組み状況、これはどうなっているのか、あわせてお答え願いたいと思います。

最後になりますが、4番目に市営住宅入居の際の費用負担の軽減について質問いたします。

現在、比較的新しく建設された一部の市営住宅を除いて、大部分の市営住宅は新たに入居する際に敷金、前家賃のほかに浴槽とガスがま、テレビアンテナ等を設置しなければなりません。そのため、入居に当たっては少なくとも10数万円から20万円の費用を負担しなければならないわけであります。

公営住宅法には、その第1条に、この法律の目的として、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。入居に当たって、これだけの費用がかかるというのは、この法律の趣旨にも反するのではないのでしょうか。

市営住宅を出る人も、畳やふすまの張りかえ費用などのほかに、浴槽の撤去及び処分費用などを負担しなければなりません。前の入居者から、浴槽やガスがまを無償で譲り受けシステムをつくり、また市の負担で共同アンテナを設置するなどして、入居者、退去者双方の利便を図ることは可能だと考えますがいかがでしょうか。前向きな御答弁をお願いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 10番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） お答えをいたします前に、今回の御質問から要旨のみの質問通告をいただいておりますために、きめ細かな答弁ができていない部分があるかもしれませんが、御理解をいただきたいと存じます。

私からは、市政運営の基本姿勢についての御質問にお答えをさせていただきます。

私は、就任以来いかなる状況にあらうとも、その環境下でベストを尽くし、市民のためにあらゆる可能性を追求し、そして的確な判断をしていくことが、リーダーとしての責任であると、そのように考えております。

今回の合併の問題でございますが、合併は究極の行政改革であると考え、それぞれ特色、特徴のある防府市と山口市という2つの市を中心としたスケールメリットのある合併、そして住民福祉の向上につながる合併の成就を希求してきました。

しかし、残念ながら合併に関する根幹的な理念・理想について、構成市町の間で温度差がございまして、御存じのとおり詳しい内容には触れませんが合併協議が休止され、新たな合併の枠組みを形成していく中で、結果として本市は単独市制を余儀なくされているところがございます。

したがいまして、こうした現実を踏まえつつ、私はこれまでどおり単独市政を前向きに運営していく所存であり、盤石たる行財政基盤を築くとともに、合併新市にまさるとも劣らないまちづくりを進めていきたいと考えております。

まず、そのためにはむだのないスリムな行政体をつくり上げていくことが肝要でございます。地方財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、私は就任直後から行政改革に着手し、着実に成果を上げているところです。今後とも、こうした努力を積み重ねながら、第三次防府市総合計画に掲げる将来像を実現していきたいと考えております。

目下、全庁を挙げて後期基本計画の策定をしているところであり、総合計画策定後の社会経済情勢の変化や、これまでの取り組みの成果を踏まえ、後期5年間における施策展開の戦略を具体化することにより、計画に掲げる将来像や施策の目標を効果的かつ早期に達成していきたいと考えております。

また、市民が主役の市政のさらなる推進に向け、市民参画の促進や行政評価の視点を十分加えるとともに、市民にとって具体的でわかりやすく夢の描ける内容の計画に仕上げていきたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） それでは、市長の行政運営の基本姿勢について再質問させていただきます。

来年6月は市長選挙であります。これに向けてかどうか知りませんが、過日市出身の県会議員の皆さんの連名によるチラシが、新聞折り込みにされたことは多くの方々も承知だと思います。その内容は、バスに乗りおくれるなど、1市4町の合併に防府市も合流せよと、こういうような趣旨だったように思います。

それから、最近、私どものところに、これは議員の皆さんにも全部いっているんじゃないでしょうかね。市内の在住の方から「防府の孤立を憂うの書」と、「目指そう平成の西の都、合併せよ」と、こういうあれが出ております。こういう動きが、だんだん来年の市長選挙に向けて激しくなってくることは当然予想されます。こういうことで、さっき壇上でもお伺いしましたが、1市4町に合流せよと、こういう大合唱がこれから強まってくるんじゃないかというふうに私も予想しております。

こういう動きに対して、松浦市長、どのように考えられるのか御答弁願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は、昨年の4月26日に第17回の法定合併協議会におきまして、100歩譲るが101歩は譲れないと、そういうような思いではございましたんですが、新市の名称が山口市と決まり、事務所の位置も本庁は山口市と決まる。そこまでの譲歩を我が防府市としてはする、これ以上何をあと譲ることがあるんですかと、こういう感じでありましたところ、10年後の新庁舎を、その半年前には庁舎はつくらないと、こういう時代だから庁舎にお金をかけないようにしようということを決めていたにもそれは決めていたわけですね、法定合併協議会において。決めていたにもかかわらず、10年後には小郡駅のすぐ近くに庁舎を建設することを附帯決議で約束しると、こういうふうな私から見ればむちゃくちゃな要求が出されたわけでございます。その判断を、もし私が受諾をして附帯決議に判こをついて、そして議会の皆様方にそのことをお諮りすることはもちろんですが、住民投票にも付して、住民の皆様方のお考えを聞くという、そういう1つの選択肢はあったと思うんです。あったわけですが、私はどう考えてみても、それは市民の御理解を得られる内容ではない。あるいは、議会の皆様方が御了解をされるはずがない。そういうふうな判断をトップの責任者として、その都度先ほども申し上げましたように、していかななくてはならないわけでございまして、そこまでおっしゃるんですか、話が随分ややこしいことをおっしゃるんですねと、こういうふうに申し上げましたら、じゃもうこの話し合いはやめましょうということで、あちらサイドから合併の協議を休止にされたわけで、むしろ防府市側はいやいやまだまだ休止にまですることはないではないか、防府市の主張もなかなか一理あることではないかということで、議論を続けていこうではないかと、こういうふうに言ったわけですが、話し合いをそこで切られたわけなんです。

そうした状況の中で、約1年が経過いたした3月の終わりに、県会議員4名の方々が、あれは来年の選挙に向けてとかどうかではなくて、合併というものは必要なんだと、これからの将来像をにらんでいくときに、必ずまた道州制の導入とか、あるいは300直轄市なんていう話も出ておる状況の中で、地方の自治体がしっかりしたものになってなきゃいけないんだからという県会議員の高所からのおぼしめしが、お考えがああいう形で表現されたものと、私は受けとめております。

合併は、市長の首をかえたって、何ぼかえたって、市民のお心を変えなければそれは合併なんかできませんよ。そんなことが通るはずがあると思われるのならば、どのような方

法でもおやりになるんで結構でございましょうけれども、市民のお考えというものがまず一番基本路線に私はあると。その市民のお考えは、しからばどういうことで判断できるかということになりますと、昨年の一連の地域懇談会、そしてまた10月に議会のお許しも得て、全市内の3,000名の方々を対象に、無差別抽出の中で行ったアンケート、このアンケートの中で2市4町の合併にくみするべきであると言われた方が、たしか20.7%、約2割であったと思います。そして、いやいや単独でこれからしっかりやっけていくんだと言われた方が、たしか53%あったかなと思います。そして、あとの27%の方々が、ちょうど徳地町さんとの合併協議が何ともよくわからないような雰囲気下にございましたので、どちらとも言えないという方が27%あったかと思うわけでございますが、私はあのアンケートを見ても、市民のお考えはこんな条件のもとで合併ということは、とんでもないことだよとおっしゃるのが市民のお考えであると私は思いましたし、その半年前の4月28日の100歩譲っておりながら101歩譲ることを求められた中で、それはおかしいんじゃないかと言った私の判断は間違っていないかと、自分なりに安堵もし、誇りにさえ思ったようなわけでございます。

したがって、これからの動きの中で、今お示しされたいろいろな議員の方々、これ2市4町の議員の方々や、前県議会議員のところまで配布されておるやに聞いておりますけれども、あの方のお考えはあの方のお考え、あの方は山口市ということさえけしからんとおっしゃっておられる方なんです。地域懇談会ではっきりおっしゃいました。中央市でしたか県中市でしたか忘れましたが、そういう名前にして決めてどんどんやればいいじゃないか。それができないようなおまえはだめだと、こういうふうなお考えだったんですが、いろいろな考え方の方があると思います。

それは、中には防府市という名前で合併ができるなら合併すべきであると思っておられる方もおられるかとも思うわけですが、やはり合併協議は話し合い、相手様のあることです。私、これ何回も申し上げております。相手様との協議と私ども防府市側の考えと、そして12万市民のお考え、これがやはりきちっとすり合うといえますか、まあまあこのぐらいならばというような状況にならなくては、合併というようなことは、私は到底できることではないと、このように考えているわけでありまして、そのかじ取りをさせていただいていることについて、現時点までにおいてさまざまな御意見、さまざまな御批判はいろいろあるかとは思いますが、私は正しい判断をさせていただいているのではないかと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） ある程度、かなりはっきりおっしゃいましたんで、私なりに

解釈をします。

1市4町にこれからさらに防府市が入っていく、いわゆるあちら側がいう第二段階の合併、防府市を含めた2市4町の合併ということになりますと、これは常識的に考えて防府市が既に合併している1市4町にいわば吸収される立場になるわけですから、こういう点でも、今、市長が言われた市民世論からして、またそれまで譲ることはあり得ないのではないかというようなことで受けとめておきたいと思います。

ただ、今後のまちづくりについては、言葉では私どもも防府らしいまちづくりとか、誇りあるふるさとをつくっていかうという点では一致しておりますが、その中身についてはこれからまたさらに大いに論戦して、よりいいものをつくっていくように、我々も頑張りたいし市長も頑張ってもらいたいということで、この質問については終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 次は、2番歴史的遺産の保存・保護について、産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 三田尻塩田公園の釜屋の煙突の保存をどうするのかについて、お答えをいたします。

三田尻塩田記念産業公園は、江戸時代中期から昭和30年代まで約260年間にわたって栄えた三田尻塩田跡地に、入浜式塩田の諸設備を復元したものでございます。その中の釜屋1号及び2号煙突は、平成2年度と平成11年度の2回、保存修理を行いました。1号煙突は残念なことに昨年9月の台風18号により倒壊いたしました。残る釜屋2号煙突の建築時期は、具体的には確定できませんが、明治末以降と推測され、現存する全国にも数少ない製塩施設でございます。

この釜屋2号煙突につきまして、昨年のたび重なる台風の来襲、また、ことし3月以降、九州地方において地震が多発している状況であり、今回、2号煙突につきましては、当公園のシンボリック的存在でありますので、現況形状を把握するため、文化財保存の専門業者に委託し、煙突の傾斜角度測定及び内外壁等の各種構造調査を行ってきたところでございます。

つきましては、この調査報告を精査し、解体、あるいは全保存、一部保存の方策につきまして、安全性、また財政面等の総合的見地より慎重に検討してまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 結論から言うと、まだどうするか決まってないということですか。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） まだ明確な結論は出しておりません。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番(木村 一彦君) 一番恐れるのは解体ということであります、私が危惧するのは、解体しなければならないというふうな結論の理由と申しますか、これはどういうことが今論議の中で出ていますか。解体すべきだという根拠と申しますか、理由と申しますか。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 先ほど申し上げましたように、解体も含めて検討するという、これも一つの課題でありますので、なぜ解体するのかという、その明確な理由はこれから検討の中ではっきりしてくるだろうし、保存するとすれば、じゃどういった保存をするのかという、またそういった方向性の話も出てくるだろうということで、現時点ではなぜ解体するのかという明確な理由は申し上げる段階ではございません。

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(木村 一彦君) この専門業者に調査を依頼し、そしてその結論が出たのがたしか先月、4月の終わりか5月の初めぐらいだったんじゃないでしょうか。もうそれから1カ月以上たってますが、まだこの結論が海のものとも山のものともわからないというのは、ちょっといかがなものかと思いますが、その辺の経緯はどうなんでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 調査を委託しました業者からの報告書、いわゆる成果品でございますけれども、ちょっと期日は何日というふうにはっきり覚えておりませんが、5月の下旬ごろにいただいております。

そういった中で、まだまだはっきりとした今後煙突をどういうふうにしていくかということの結論を出すには、まだまだ日数が浅うございますので、それも今後早い時期にとは担当としては思っておるんですけれども、まだそこまでの段階には現時点では至っていないということでございます。

議長(久保 玄爾君) 10番。

10番(木村 一彦君) 調査結果の概要ですね、例えば、傾斜がどのくらいあるのかとか、それから、保存していく上ではどういう補修が必要なのかとか、そのくらいはちょっと議会ですから、調査データ、概要は、この場で議会に紹介していただきたいと思いますが。

議長(久保 玄爾君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) それでは、本当に概要をかいつまんだ形でちょっと申し上げたいと思うんですけれども、御承知のように、あの煙突は、2号煙突でございますが、確かに傾斜をしております。これは、聞くところによりますと、この煙突が建築された当初から傾斜をつけての煙突の建築になっているんです。

それで、傾斜を問題にしていますのが、建築当時の傾斜がさらにその後、現在進んでいるのかどうか。これは大きな煙突にかかわる要因の一つだと思います。

それと、今回の調査で一定程度判明しておりますのが、先ほど御答弁申し上げましたように、煙突の外側の壁、また内側の壁、そういったものが現時点どのような状況になっているのかということで、業者の方の報告でおっしゃるには、これから先そのまま余り放置しておくとはよくない状況にはありますよという御報告は受けております。

しかしながら、当面、極端な言い方をしますと、あした、あさって倒壊の危機に瀕している、そういったまた状況でもないというような報告は受けております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 壇上でも言いましたけれども、これ今、全国で唯一と言われているんですね、ああいう製塩業者の昔の煙突が残っているのは。ちょっとけさほども聞いたんですが、司馬遼太郎の「街道をゆく」という中にも、この三田尻塩田の煙突のことが書いてあり写真も出ているそうです。それほど、全国的には非常に貴重なものだと言われてます。

先ほど壇上でも言いましたが、やはり製塩業、三田尻における、あるいは防府市における、あるいは長州における製塩業というのは、非常に我々のこのまちが今日あるもとをつくったものでありますから、そしてその象徴的なものがあの煙突です。これは、多少金がかかろうと、やはり私は今後の、先ほど第1の質問でも言いましたが、防府らしいまちづくり、誇りあるふるさとづくりという点からも、確かに残すべきだし、ぜひそのような方向で検討してもらいたい。質問を出してから、もうおよそ2週間ぐらいたちますが、まだ結論は出てないというのも私はいかがなものかと思いますが、ぜひ先延ばしすることなく、保存の方向で結論を出していただきたいということを要望して、この質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、3番小規模修繕者登録制度について、財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、小規模修繕業者登録制度の御質問についてお答え申し上げたいと思います。

まず、小規模修繕の受注希望調査についてでございますが、本年2月に実施をいたしました平成17年、18年度の建設工事等入札参加資格の申請にあわせて、市内建設業者を対象として、予定価格30万円未満の市の施設の小規模修繕受注の希望について調査を実施いたしましたところ、大工、電気、土木など11業者について50社から希望がございました。随時、希望者については受け付けておりまして、6月8日現在では合計で82社に上っておりますでございます。この数は、市内の入札参加資格登録業者179社の約46%に当たりまして、今後さらにふえるものと予想をいたしております。

この調査結果は、当初考えておりました以上の数字でございます、たとえ簡易で利潤の低い小規模修繕とは申せ、市内の登録業者の皆様が受注の機会を得ようと努力をされているものと推察をいたしておるところでございます。

次に、御質問の小規模修繕業者登録制度の導入状況についてでございますけれども、埼玉県をはじめ、関東以北の自治体で導入がかなり進んでおりました、近隣では広島県、鳥取県の一部自治体で取り入れられていると聞いておりますが、現在のところ山口県内では実施をいたしている市はございません。

市内の中小零細業者にも、広く門戸を開くべきとの御提案につきましては、何ら異存はないところでございますが、たとえ簡易な修繕工事でありましても、公共施設の修繕でございますので、業者の信頼性や安全な施工及び品質の確保が最も重要と考えておりました、建設業法に基づく建設業の許可及び経営規模、経営状況、技術力、社会性等を総合的に評価する経営事項審査、これを受けました登録業者の中から選定することが望ましいと考えております。

したがって、小規模修繕を希望される方は、ぜひこの経営事項審査を受けられた上で、市に登録申請をしていただきたいと思いますと考えております。

また、このたびの小規模修繕受注希望調査には、多数の登録業者が受注希望を出されておられます。この中には、中小零細業者も多数含まれておりました、その受注意欲にこたえるためにも、本年6月から受注を希望された業者を業種ごとに小規模修繕発注対象業者として登録いたしまして、その中から平等性、地域性等を考慮に入れ発注をいたし、中小零細業者の要望にこたえてまいりたいと思っております。

そうした方針を全うする上にも、未登録の業者に発注していくことはできないことを、ぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 2年前の山本議員の質問に対する答弁とほぼ同じでありました。

先ほど壇上でも言いましたが、この経営事項審査を受ければいいではないかとおっしゃいますが、例えば経営事項審査を受ける前に、建設業の許可を受けなければいけません。新規にこの許可を取るためには、県の証紙9万円が必要です。それから、経営状況分析の分析手数料というのが1万3,500円、それから経営審査は1業種につき1万1,000円県証紙が要ります。合わせると、11万5,000円ぐらいの証紙代その他が要ります。これは、あくまで自分が全部やる、自分の手でやる場合ですよ。これを、行

政書士その他に頼みますと、手数料を取られますから、30万そこらは取られるんです。

なかなか今の中小零細、ひとり親方でやっているような業者の皆さんに、ぼんと30万円出せと言ってもなかなか大変です。それは最初だけじゃありません。5年ごとの更新がありまして、これも5万円の県証紙が要りますし、その他経営状況分析、経営審査を受ければ、そのたびに金が要るといことなんです。

そういう点では、これさえ財政的に受けられない業者の方々がたくさんおられる。その方々に30万円以下の修繕ぐらいやらしたらどうかというのがこの趣旨です。

そこでちょっとお尋ねしますが、ことしの2月にアンケート、今、入札参加資格の申請にあわせてアンケートをとられたわけですけど、このアンケートの目的というか、なぜこんなことをやったのか、もう一度ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、御質問をいただきましたこととも通ずることでございますけれども、現在、市内業者の方でございますけれども、土木では120社、それから建築関係では61社ございます。それに対しまして現状は188件の、土木でございますけれども発注をいたしております。建築では、142件、発注をいたしております。

ただ、市内のいわゆる零細業者と申しますか、特にDクラスという表現をいたしておりますが、それらの業者さんに対しましては、いわゆる土木で38社ございますけれども、30件ぐらいいしか発注ができない状況であります。建築につきましても16社ございますけれども、年間で7件というふうな実績でございます。これらの業者さんにつきましては、先ほど申されましたようないわゆる経営事項審査を受けるがための経費も負担されて、市の登録業者というふうになられておるわけでございますので、それなりにいわゆる市の工事と申しますか、修繕等々もできるだけ発注の機会をふやしたいという意図をもちまして、このような制度をつくったわけでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） よくわからなかったんですが、要するに、今、経営事項審査を受けて入札参加しておられる業者の皆さんにアンケートをとったというのは、この入札参加しておられる業者の皆さんで、こういう細かい仕事、30万円以下の小さい仕事でもやりたいと思っておられる方が、どのくらいおられるのかというのを調査したかったんじゃないかと思うんですが、中村部長、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 今、申し上げましたように、市内の業者さんの中で小さい

仕事と申しまして、大変ありがたい仕事というふうに受け取っていただきまして、受注をされておられます。そのような業者さんがどの程度おられるか、そのための調査をしたわけですが。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） だとするならば、ちょっと私、疑問を持つんですが、当初、市内の防府民主商工会の皆さんが、ことしの5月、先月ですね。この調査の結果に非常に注目されておりまして、市の監理課にお伺いに行ったんです。私も同席しましたけれども。このときに、どのぐらいの業者さんがこの調査、アンケートの結果、小さい工事を希望しておられるかということを知ったら、今の179社のうち50社だったんですね。3分の1以下、これは一たん締め切った後ですよ。2月末で締め切ったんですから、このアンケートは。

ところが、その5月末に50社だった。ところが、つい先日またこのことで業者団体の皆さんが交渉に行かれたら、今、中村財務部長がお答えになったように約90社にふえてたんです。それはなぜかといったら、一たん締め切ったけれども、またこのアンケートを始めたんです、5月になってから。それで、ぱらぱらと返ってきた。そのアンケートというのはどんなもんかという、ここにありますが、この前このアンケートに答えられなかった方には、またアンケートを出してくださいと。このアンケートは随時受け付けますと。いつでもいいですよと、こうなっているんですよ。いつまでかという、期限は監理課に聞きますと平成19年2月までと言うんですよ。2年後まで、いつでも受け付けますよと。これじゃ、どのぐらいの希望者があるか調査するという調査じゃないじゃないですか。来る人どんどんいらっしやいと、いつでも受け付けます。

だから、調査してどのぐらいのこの30万以下の小さい工事に希望しておられるか。入札参加している業者の皆さん、大手もおられますが、そのうちどのぐらいが希望されておるかという調査にはならないんですよ。何回でもやる、随時何回でもやって、どんどん希望を受け付けるというんですから。こんな調査というのはないですよ。どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） このたびの修繕の調査でございますけれども、今回、平成17年、それから18年のいわゆる建設工事の参加資格申請と一緒に送付をいたしております。

ただ、初めての調査でございましたので、その位置づけを任意資料といたしておったところもございますし、その辺も含めまして周知徹底がされておらなかったんじゃないかなというふうに思っております。

したがいまして、これは各課がその業者さんが、例えば休日でも、夜でもどのようなときでも対応できる。またはどういうふうな業種に希望を持っておられるというふうなことも把握できます。

今までは30万以下のいわゆる修繕につきましては、各課の任意判断でございましたので、その辺の資料もどんどん調うということでございまして、当初、50件ということでございましたんですが、最初申し上げましたように、いわゆる中小零細の業者さんにもできるだけ参加していただきたいという意図を持ちまして、随時受け付けることといたしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） その入札参加の皆さんには、そういうふうに懇切丁寧に、非常に親切にやっておられるわけですが、今おっしゃったように、本当にこの中小零細の方々にもできるだけ仕事してほしいということを、もう一歩伸ばせば、私どもが主張しているそういう入札参加資格を持たないでも、仕事をまじめにやっている、だれでもいいというんじゃないですよ。一定の基準はありますが、そういう人たちにも広げたらどうかというのは、これは常識の考えるところじゃないでしょうか。

そこで、もう一つお伺いしますが、この行政改革の後期計画の中に載ってます文章を見ますと、先ほど壇上でも言いましたが、新たな登録制度、すなわち小規模修繕契約者希望登録制度については今後の検討課題とするとなっております。我々が言っているこの制度については、今後の検討課題とするというふうになってますが、これについてはお考えどうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 行革の資料の中で、非常に紛らわしい名称を使いましたことにつきましては、私も反省をいたしておりますんですけども、今回のその行革資料の中でお示し申し上げておりますその制度そのものが、今回の希望調査というものでございますので、どうぞ御理解賜りたいと思います。

それから、従業員、いわゆる20人以下というものが中小企業法の中でいわゆる零細企業というふうな位置づけをされておるわけございまして、そのいわゆるそういった登録業者の方に十分な仕事が行き渡っていないという現状もございまして、そういう意味からしますと、いわゆる軽微な仕事でありまして、先ほど申し上げましたように市の工事でございますので、いわゆる確実な工事をしていただくという意味からも、今の登録制度を設けておるわけございまして、その費用を負担されておられる方との公平も考えてまいり

たいというふうに思っておりますので、どうぞ重ねてよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 時間がないので、この項については最後にしますが、私が調べたところでは、こういう小規模の修繕が一番多いのはやはり住宅課、市営住宅です。年間1,100件から1,200件、小規模30万円以下の修繕があります。それから、その次に多いのは学校ですね、小中学校、これが年間257件あります。これらを、こういう入札参加資格を持たない人たちでも、まじめに仕事する人たちには大いにやってもらうようにすることが、この市の経済の活性化にもなるというふうにも思います。

それから、先ほど平等性、地域性というようなことも言われましたが、今までだって時間があれば土木都市建設部長にお伺いしようかと思いましたが、みんなその地域性、平等性を考慮しながら、原課は、住宅課や教育委員会は発注していたはずで、でたらめに発注していたわけではないと思います。

だから、そういう意味では今回のこの行革のここに書いてあることは、何ら今までと変わらない、これではいけないと思います。実は余り変わらない、ほとんど。そういう意味でもぜひ。

それから、既存の入札参加しておられる業者さんの権益を侵すようなことを言われますけれども、現在まで300近い自治体、広島もやっていますが、こういうところで、そういう既存の業者さんからクレームがついて、制度が困難になったというようなことを聞いたことありません。聞いたことがあれば、ぜひ市の方でも言ってほしいんですが、ないですよ、そんなことは。

ですから、ぜひこれは、また私はこの問題をやりたいと思いますので、ぜひ前向きに検討してもらいたいということでもあります。

議長（久保 玄爾君） 次は、市営住宅の入居費用について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 市営住宅の入居費用についてお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建設しております。

市営住宅における浴槽等の設置状況ですが、昭和58年度以降に建設しました新前町市営住宅、柳原南市営住宅、中新田市営住宅、本村市営住宅は、浴槽、共同アンテナ等を設置しております。また、平成4年度以降に建設しました勝間市営住宅、亀塚市営住宅、西田中市営住宅は、さらにガス給湯器も設置しております。

議員御指摘のまず1点目の浴槽等のない市営住宅に入居の際に、新たに浴槽、ガス給湯

器、テレビアンテナなどの経費を負担しなければならないが、入居者の負担軽減のために改善する考えはないかについてお答えいたします。

市営住宅の入居者の家賃は、公営住宅法並びに公営住宅法施行令の規定により、入居者の収入に応じて国によって制定された家賃算定基礎額に、立地係数、経過年数係数、利便性係数を乗じた額となっております。このため、浴槽等を設置しますと、利便性係数がおおむね一、二割程度上昇することによって家賃が上がり、入居者は新たな負担を負うこととなります。既設の住宅におきましては、既に浴槽等を自己負担で設置し入居しておられますので、新たに市営住宅に入居されるときに市が設置しますと、住宅別に対応が異なることとなります。

また、テレビの受信方法につきましても、アンテナやケーブルテレビなどの方法があり、入居者の意向も必要になるのではないかと考えられます。

2点目に、退去者によって設置された浴槽を入居者が利用することはできないか、また他市における退去者が使っていた浴槽の取り扱い状況について教えてほしいとのことですが、まず先に他市の状況を御報告いたします。

周南市や宇部市は、防府市と同様に退去者が撤去することになっております。山口市は、退去者と入居者の間での譲渡の協議が成立しなければ退去者が撤去することになっております。下関市は、退去時に今後も使用できる浴槽は市に無償譲渡し、使用できない浴槽は退去者が撤去し、市で新たに設置しておられるという状況でございました。

次に、退去者によって設置された浴槽を入居者が利用することにつきまして、本市では以前退去者の浴槽を入居者が使用されていた時期がありましたが、古い浴槽の修繕費用や入居者が使用されない場合の撤去費用に関する苦情が多かったため、現行の取り扱いに至ったという経緯がありました。

しかしながら、今後使用可能な浴槽等を再利用するという観点から、退去者と入居者双方の協議により利用する方法、また家賃は上がりますが、市が無償譲渡を受け市の管理により利用する方法等を検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（木村 一彦君） 今後、検討するということですので、ぜひお願いしたいと思います。

今、下関、山口等、やはり両方が出る人と入る人が協議して無償で譲与するという方法がとられてます。トラブルがあるということですけど、一筆とっておけばいいわけですよ。

退去する人からも、それから入居する人からもですね。これは市に全面的に全部の権利を譲渡すると、一切クレームはつけないということによっておけばいいわけですから、ぜひそういう方向で検討していただきたい。

それから、共同アンテナも県営住宅は全部共同アンテナにしています、現在。今、ケーブルだ、共同アンテナの時代じゃないといいますが、まだまだしかしケーブルとってない家庭は多いんですよ。実は、私もケーブルとっておりません。まだアンテナです。やはり、共同アンテナを大きな団地ではつくって、そんな大きなお金かかるわけじゃないですから、アンテナの設置費用もこれで節約していくように、ぜひ検討してもらいたいということで、時間若干過ぎておりますので、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で10番、木村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は2番、伊藤議員。

〔2番 伊藤 央君 登壇〕

2番（伊藤 央君） おはようございます。会派息吹の伊藤央でございます。

私の家庭菜園の野菜たちが元気に実をつけ始めました。地面を耕し、種をまき、また種を植え、水や肥料を与え、害虫を取り除き、やっとのことで結実のときを迎えたのであります。この野菜づくりの過程は、まちづくりにも通ずるものがあると気づかされます。

御承知のとおり、まちづくりというものは一朝一夕でできるものではございません。今、私たちが必死になって行うまちづくりへの取り組みが日の目を見るのは、20年後、30年後、我々の子どもたちや孫たちの世代、もしかするともっと後のことになるかもしれません。逆に言うと、今、何をするかによって、この防府市の将来が大きく変わることでもあります。市政の一端を担う重責を改めて感じておる次第でございます。

さて、本年は御存じのとおり次年度以降に使用される中学校の教科書が採択をされる年でございます。現在の小学生、中学生にどのような教科書を与えるのか、このことが防府市や我が国の将来を大きく左右していくということは言うまでもございません。

しかし、テレビ、新聞等の報道にもありますように、この教科書を採択する過程において、さまざまな問題が生じております。本市教育委員会でも、既に採択に向け調査研究を進めておられることと存じます。この問題につきましては、平成12年、13年にも同僚議員が質問をしておられますが、今回の採択に向け、本市教育委員会としてどのように取り組まれているのか、前回よりまた改良された点はあるのか、お尋ねしたいと存じます。

それでは、通告書に従いまして教科書採択について4点ほど質問をさせていただきます。まず1点目、前回の中学校教科書の採択では、歴史教科書などをめぐりまして特定の教

教科書を採択させないように、教育委員に対して脅迫、嫌がらせ等が各地で行われました。幸い、この防府市においてはこのような事例はなかったように聞き及んでおりますが、今回も全く起こらないとは限りません。嫌がらせや脅迫等、不当な圧力から教育委員を守り、公正な採択ができるような静ひつな環境づくりができているのかどうかお尋ねいたします。

また、あわせて教科書の採択権者は教育委員会であるという大前提が守られるよう、採択手続の適正化に向けどのような努力をされているのか、お答えいただけますようお願いいたします。

続きまして2点目、開かれた教科書採択というものが行われているかについて御質問をいたします。

4年前の採択時と同様に、今回も教科書検定の時点からニュース等でも大きく取り上げられております。また、中国や韓国で起こりました反日デモの報道の中でも、歴史教科書の問題がその一因として報道され、市民の間でも教科書採択に対する関心が高まっているところがございます。どのような教科書が、どのような手続によって選ばれ、子どもたちに与えられるのかは、市民の一大関心事であるとともに、防府市の未来を担う子どもたちに最適な教科書を与えてほしいというのが市民の願いでもございます。

そのようなニーズにこたえるためにも、広く市民に情報を開示し、市民の意見を広く取り入れるよう努力していくべきだと考えますが、市民への情報開示はどのように行うのか、また採択手続の中で、住民の意向を十分に反映できるようになっているのかをお尋ねいたします。

3点目、採択地区に関してお尋ねいたします。

今回の教科書採択に当たり、山口県では採択地区が大幅に見直されました。前回までは県内市町村を10の採択地区に分けておりましたが、今回の変更で13の採択地区に分かれ、細分化が進んでおります。

しかし、依然として防府市は山口市、徳地町、秋穂町、小郡町、阿知須町とともに、吉佐地区という採択地区内にあります。採択地区が細分化されるということは、より教科書採択の責任の所在が明らかになりますし、単独市町村で採択できるようになれば、より地域に根差した教育を行えるという利点がございます。すなわち、独自のまちづくりを行っていくための、独自の教育ができるということでもあります。

昨年、合併協議会休止以降、誇りある単独市政を進めていく方針を固めた我が防府市が、単市での採択を県教委に対して要望しなかったのかどうかお尋ねいたします。

最後4点目でございますが、教科書採択の手続についてです。

その手続については、その過程での不透明さ、また不明瞭さというものが各地で問題と

なっております。どういう過程で、またどういう基準で教科書を選んでいくのか、また選ばれたのか、これを明らかにしていかななくてはなりません。本市教育委員会では、採択手続の明確化を図るために、どのような取り組みをなされているのかお尋ねいたします。

以上、通告書に従い、教科書採択について4点ほど質問いたしました。明確な御回答をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 教科書採択についての御質問にお答えいたします。

まず、適正かつ公正に採択を行える環境づくり及び採択手続の適正化の努力についてですが、これまで本市教育委員会の採択の過程で、採択環境に支障を来す状況はありませんでした。今後も、関係機関との連携を図りながら、公正で円滑な採択事務に努めたいと思います。

また、採択の手続については、法令に基づき文部科学省や県教委の指導を受けながら、一層の適正化を図っているところです。

次に、市民への情報開示と市民の意向の反映についてですが、保護者や市民の皆様の関心が高まっていることは十分承知をしているところでございます。採択の時期には、防府教育事務所等に教科書展示会場が開設されておりますが、今回、防府市教育委員会は、市役所1号館1階の閲覧コーナーに教科書展示会場を設けております。閲覧後には、意見用紙に記入していただくようお願いしております。以上のような教科書展示については、市のホームページや市広報に掲載したり、公民館に教科書展示のお知らせを掲示したりして、広く市民の皆様にお知らせしているところでございます。

また、採択の結果を市民の皆様公表したり、採択されなかった教科書も展示してまいりたいと考えております。

なお、既に本市及び山口市、吉敷郡、佐波郡の2市4町で設置している吉佐採択地区研究調査協議会には、保護者の代表が2名、委員として加わっており、御意見をいただいているところでございます。

次に、採択地区について単市での採択を要望しなかったのかという御質問でございますが、採択地区を変更するときは、県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞くということになっております。

今回の中学校の教科書採択においては、近隣の市町の合併が10月1日に行われるという状況では、従前の2市4町を採択地区として設定する方がよいと判断したわけでございます。しかしながら、近隣の市町の合併後は、本市単独で採択地区を設定することを検討

してまいりたいと考えております。

最後に、採択の手続の明確化についての御質問ですが、市教育委員会は、採択権者として責任を持って適正かつ公正に採択を行う必要があります。したがって、研究調査員が提出した選定資料を参考にしながら、5名の教育委員全員による全発行社の教科書を対象とした研究・協議を行った上で採択していくことは当然のことです。しかしながら、同じ採択地区内の市町村の教育委員会は、同じ教科書を採択しなければならないことになっておりますので、本市教育委員会として統一された見解を持って、吉佐採択地区研究調査協議会に臨みたいと考えております。

なお、採択の手続については、御指摘のとおり保護者や市民の皆様にご理解いただけるよう、明確にしていくことが求められています。採択の手続の公表や採択結果の理由等、情報の公開について、今後研究してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） お答えありがとうございます。

まず、1点目の件から再質問させていただきますけれども、公正な採択について、その環境が守れるよう、静ひつな環境づくりのために御努力いただけるということで、大変ありがたいと思っておりますが、前回の中学校教科書の採択では、ある地域では嫌がらせのファクス、脅迫文書、脅迫電話、無言電話など、常軌を逸した行為というものが実際に行われてきております。これでは、教育委員の方々が幾ら公平に採択を行いたくても、困難を生じるということは可能性がございます。本市の教育委員の皆様におかれまして、このような不当な圧力に屈するような方々ではないということを重々承知した上で、いま一度静ひつな採択環境、これが守られるように御努力を賜りますことを御要望いたします。

続きまして、その適正なという部分ですけれども、法令に基づき、また文科省、県の指導を受けながらということでございますけれども、私なりに前回までのいろいろな資料を集めさせていただきました。

先ほど見ました採択権者が、教育委員会になっておるかということでございますけれども、もちろん議事録、資料も見させていただきましたら、本市教育委員の皆様、それぞれ教科書を熟読され、真剣に意見を交わされておられるという様子がありますが、ここに平成17年度使用教科書採択時の協議会の議事録というものがございまして、この採択協議会の議事録を見ますと、必ず議長が研究調査員に、教科ごとに、推薦するものはありますかというものを質問しております。その質問に、調査員が2点ほど教科ごとに推薦しており、結果、全教科の教科書がこの調査員が推薦された2点のうちから決まっているという結果でございます。これは、いわゆる絞り込みと一般に呼ばれているものではないか

と思うわけでございます。

また、社会科に使用する地図を選定する際なんですが、この17年の場合ですが、議長が調査員に2社のうちのどちらを推薦するかということを探ねております。調査員が答えた社のものを採択しております。これでは、採択権が教育委員会にあるのではなく、調査員にあるのではと言われても仕方ありません。今回の採択でも、またそのような議事の進行が行われるのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、17年度使用採択協議会の同じ資料でございますが、この中に山口県教科用図書吉佐採択地区協議会規則というものがございます。この規則によりますと、この第5条の4には、「会議の議事は、出席した委員の過半数で決し」という文言がございます。協議会委員の意見を参考にされるということ、これはもちろん必要だと思えます。研究員の方の意見を参考にされるということも必要なことではございますけれども、教育委員会選出以外の協議会委員に議決権を与えるというのは、教育委員会の採択権を侵害することとなると私は考えるわけですが、この点についてはいかがでございましょうか、お答えください。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 大きく2点ほどあったかと思いますが、これは吉佐採択地区での協議会の議事録を御披露されたと思いますが、この協議会では法によりまして種目ごとに1つに絞らなくてはいけないというふうになっております。そのためというよりも、調査研究のため選ばれた委員の方の代表の方がこの会合に出られまして、それぞれの会社の教科書がどういうふうな特徴を持っているかということを探べられているわけですが、先ほどから御指摘があったような調査員の方に2点に絞り込みなさいということにつきましては、これは一つの情報提供として求められたんじゃないかと思いますが、この協議会に臨んでおりました私自身も、委員としていたわけですが、最終的にはそういった情報を踏まえながら、全教科書を対象にして1つに絞ったという経緯がございます。もちろん、完全に第一段階で一本に絞れませんから、複数のもので市の教育委員会にその情報を持って帰って、教育委員会の5名でもう一回審議をし直すということをやったような記憶がございます。

したがって、誤解を招くケースがあったのであれば、その辺は大幅に直さなきゃいけないんですが、先ほど壇上から申しましたように、あくまでも研究・調査をされた方々の代表の方の情報提供というものは、全体の傾向、それぞれの会社のことを述べていくわけですが、その中でどういうふうな全体の雰囲気であるかということの御披露があった上で、委員の全員が慎重審議、検討し、そして法にのっとり1個に絞る方向で協議を進めてい

って、最終的には教育委員会に持って帰って、もう一回5人の率直な意見を闘わせて、それで意見が合わなければ、また協議会に返すということで、たしか17年度の採用の教科書につきましては、これまでよりも多い会議の回数を開いていると思っております。

したがって、調査員が絞り込むということは許されないことでありまして、あくまでもそこに出ている委員の方々が協議をして、そしていろいろな情報を求めながら集約していくというのがねらいでございますので、そういった誤解のないようにしなければならないと思っております。

それから、もう1件はちょっとよくわからなかったんですが、第5条を受けて、過半数の委員でもって云々ということが出ました。これも、いろんな委員さん方のお考えがございまして、そう簡単に決まるものでございませぬ。先ほど申しましたように、研究委員の方々の調査結果を踏まえ、また県の教育委員会がつくっております選定にかかわる資料がございませぬけれども、そういったものを踏まえながら、最終的に率直な意見を闘わせていったわけでございます。

どうしても、最終的には法にのっとって1つに絞らなくてはいけないわけですから、最終的には採決ということも起こるわけですが、採決をした後は市教委に持って帰りまして、市教委によってはそれを受けられないということがありまして、行ったり来たりの情報のやりとり、あるいは協議のやりとりが展開されたと思っております。

ですが、一本に絞らなくてはいけなくなったときには、最終的に、総合的に、そして公正、そして適正に判断をする委員の責務は非常に大きいかと思っております。

ですが、最終的に採択するのは本市であれば本市教育委員会でございますので、この5名が最後に突っ込んだ検討して、そこで合意がなければならないということになってますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） まず1点目のお答えなんですが、議事録を見て、これは要約したものだと思ふんですけれども、その流れが要は各会社ごとに特徴なり何なりをお聞きした後、最後に議長が調査員に推薦したいものがあればお聞かせ願いたいとか、また別の書写の部分では、それぞれに特徴にすばらしいものがあるが、推薦したいものがあればお聞かせ願いたいということで、調査員が答えるということでございますので、結局これは絞り込みととられても、議事録を見ておる上ではそういうふうに感じられるわけでございます。

この教科ごとに、今、教育長おっしゃられたように、特徴、また、よい点など聞いていくというのはもちろん必要なことでもありますけれども、最終的な、この議長による調査員

の推薦を聞くというような議事の進行の仕方は、今回以降、できればやめていただきたいと、これは絞り込みととられても仕方がない。結果的に、この2社のうちから全教科選ばれているわけですから、これはなかなか偶然という言いわけもできないのではないかというふうに私は思っておりますので、この協議会、議事の進行の仕方も各委員さんに意見を言う権利はあると思いますので、意見を協議会では述べられていただきますように、よろしくをお願いします。

それと、もう1点の方ですけれども、協議会が議決をするというのは、法律的に間違っている、最終権者はやはり教育委員会であるということでございますので、この議事の中にどの教科書を採択するか、選ぶかというものを加えるべきではございませんし、もし議決をとることがありましたら、これは教育委員さんのみでとられるのが法律にのっとった手続だと私は解釈しておりますので、この点も協議会規則を確認するということが議事の中にあるかと思っておりますので、この点も今回の協議会に臨まれましたら、ぜひ検討課題というか、適正に直していただくようお願いできればと思います。

1点目については、要望しまして終わらせていただきます。

2点目、見本の展示、情報開示についてでございますけれども、先ほど教育長おっしゃられましたように、今回防府市内では市役所の閲覧コーナーということで、前回より1カ所ふえて、また市役所というロケーションも市民の接しやすい場所であるということで、大変喜ばしいことではあるんですが、市内もう1カ所の展示会場である防府教育事務所、これと目と鼻の先ほどの距離であるということ、それから図書館、公民館等、もっと市民が足を運びやすい場所での展示をお考えはいただけないでしょうかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどおっしゃった意見書を投函するボックスを設置されたということですが、住民の意向の反映ということでこれはお答えいただいたと思うんですが、この投函された、提出された意見書というのは、選定過程のどの時点で参考にされるのか、どのように参考にされるのか、またはされないのか。これについてお答え願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御質問にお答えいたします。

現在、6月6日だったと思っておりますけど、これからずっと教科書の展示をやってまして、先週の金曜日までに10名の方がこれをごらんになり、そして5名の方が意見書を投函していただきました。

これからずっと7月の終わりまで展示しておりますので、多くの市民の方がごらんいた

だきながら、いろんな御意見をお寄せいただけたと思います。今現在5名の教育委員は、全教科書16種目ございますけれども、これを全部事務局の方から届けまして、今、それぞれの立場で教科書分析を行っております。

もちろん、この段階で県の方の選定の資料等が入ってますので、県教委の方のやられた作業も踏まえながら、今、分析しているわけでございますが、はっきり日にちは決めてませんが、第1回目の教育委員5名が集まって情報交換する場がございます。その段階でいただきました意見は、全教育委員にお渡しするという格好になるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） 意見書の参考の仕方というのがよくわかりました。ありがとうございます。

もう1点の見本本の展示の方ですが、図書館、公民館ということについてはいかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えします。

このたび、他の展示会場との関係で、できるだけ時間を合わすということで、私の頭の中には御指摘のとおり防府教育事務所と防府市役所ではちょっと近過ぎるなという感じがしましたが、これといった的確な場所が浮かんでこなかったもので、このたびは防府市役所の一番出入りの多いところを借りさせていただきましたが、将来は市の図書館、あるいは学校の図書館、あるいは公民館等々にもこれを配置する予定にしていますが、送ってきまらず見本本の数にも限定がありますので、余りたくさんの会場が設定できないという問題もありますので、今後、少し御指摘のことの御意見を踏まえながら、場所についてもう一回吟味させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） ありがとうございます。

今、教育長言われたように、平成2年、当時の文部省からですが、各都道府県の教育委員会、教育長に通知された教科書採択の在り方についてという報告の中に、「教科書に対する教員や保護者の関心を高めるためにこの開催方法を見直し、各学校を訪問して行う移動展示会や、図書館、公民館など教員や保護者が足を運びやすい場所での展示会をより拡充・充実させることが望ましい。」とあり、「これを市町村教育委員会に対しても同様の検討、改善について指導されるよう願います」というものがございます。

今、言われたとおり、平成2年からこの通知があるわけですから、なるべく早くそれを

検討していただくということと、見本本の数というのがもちろんございましょうが、これ、できない理由ではなくて、やらない理由にならないように真剣に取り組み、見本本を例えればふやすために予算を使ってでも、もっと市民の方にその見本が気軽に見ていただけるように、また御意見が広くいただけるように努力していくべきではないかと提案させて、また要望をさせていただきまして、今回もし間に合わないようでしたら、次回からでも御検討いただきますようお願いを申し上げます。

先ほど教育長のお答えの中に、保護者代表2名ということがございましたが、これも今私申しました平成2年の当時の文部省からの通知の中に、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫をするということがまた含まれております。先ほど申されたように、17年では保護者代表2名、しかしこれに対して各小学校の校長先生や教頭先生、これで構成されているメンバーというか、委員の方は9名でございます。この比率に関して、今回の協議会の委員の構成は変更があったのでしょうか。それとも、まだ2名のままなんですか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御指摘の人数については、この前と変更がないと思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） はい、わかりました。

こちらについても、保護者の意見をよりよく反映するということを御検討願いますようお願いいたします。

続きまして3点目、採択地区の件でございますが、検討はするということでしたが、我が防府市、当面は単独市政を選択して以来、松浦市長は誇りある単独市政という言葉を再三発しておられるようであります。誇りある単独市政とは、この防府市が特色を生かし、また独自性を発揮し、自信と誇りを持ったまちづくりを行っていくことだと私なりに解釈しております。将来、どのようなまちを目指すかというのは、どのような人を育てるかということでもあります。防府市として、どのような人間を育てていきたいのかというビジョンがなく、まちづくりのビジョンなどあり得ないというのが私の持論でありますことは、3月議会の一般予算審議の際にも申したとおりでございます。

このたびの採択地区変更の際に、本市独自の単市での教科書採択のチャンスを逸したということは、まことに残念なことであります。また、当面、県として採択地区の変更というものは行われなないかもしれませんが、単独市政をもし続けていくのであれば、そしてまたこのような採択地区の変更のチャンスがあるのであれば、ぜひ単市での採択ができるよ

う、県に対し要望していただけますようお願いしておきます。

4点目でございますが、適正かつ公正に、また採択の明確化について御努力をされるということでございますけれども、今回は前回よりも選定の過程というものが市民にわかりやすくなっているというふうに思っております。

ここに、東京都台東地区中高一貫6年制学校の採択資料というものがございます。この資料を見ますと、12の観点項目に当てはまる記載点数というのが、数値化というのがされておりまして、これを見ますと、採択理由が客観的にわかりやすく、後に周知された時点で、こういう観点で、ここの記載が多いから選ばれたんだと、わかりやすくなっているわけです。

先般、社団法人防府青年会議所からこの採択理由の明確化に関しましては、数値化の導入も含めて、陳情書が提出されていることと存じます。今回の選定の過程で、具体的な数値化を含めた工夫というのはなされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

先ほど申しました県の教育委員会がおつくりになったというように、県の教育委員会が市教委の指導の一環として届けていただきました選定資料の中には、そういったものが顔を出しているんじゃないかと思っておりますけど、これはまだ公表のできないものでございまして、8月の末まではできないということでございますので、意思形成の過程の段階として御理解いただきたいと思っております。

ただ、御指摘いただきましたこの数値化、確かに客観的でいいんですが、怖い面もございます。それは、数字だけが動くというものがありますので、その背景を十分に教育委員の方々が御理解いただいた上で、諮っていかないといけないという留意点もあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（伊藤 央君） ありがとうございます。

ぜひ、客観的に結果が出たときに、市民にわかりやすいという工夫をされていただきますように、よろしく願います。

先ほど開かれた採択という面を含めて、結果の理由とか周知というものを努力されるというふうにありましたけれども、現時点でやはり開示請求をしたものだけにその情報が開示されるというシステムでございます。もっとオープンに、例えば結果についてホームページ上、市広報、またはPTA便り、これらのものを使って、結果及び理由というものを周知していくことも必要ではないかと思っております。

また、そのときに市民にわかりやすく理解が得られるような選定のシステムというものを導入していただきますよう御要望いたします。

重ねて申し上げますが、人づくりなくしてまちづくりというものはないわけです。20年後、30年後、また50年後のまちづくりを考えますときに、今から種をまき、水をやり、よい肥やしを与えていかななくてはなりません。「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」と学習指導要領にありますように、私たちのまち防府を好きになり、また我が国を好きになり、防府市民として、日本国民として自信と誇りをはぐくむ教育に向けて、一層の御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で2番、伊藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は19番、原田議員。

〔19番 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） 会派息吹の原田洋介でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

新たな市民参加の制度について質問です。

これまで一般質問におきまして、再三にわたり市民参加の推進を訴えてまいりました。12月議会において質問した際には、市長から市民と行政が一体となってまちづくりを進めることが重要であり、そのためにはさまざまな場面での市民参加が必要であると考えておりますとの御答弁をいただきました。この御答弁からもありますとおり、執行部におかれても、この市民参加の必要性というものは十分に御認識をいただいているものと思っております。

防府市におきましては、現在、市政懇談会の開催、行政改革委員会や後期基本計画を策定するための防府市まちづくり委員会の委員の公募など、まちづくりへの市民参画を進められることに対して、評価はいたしますが、市民参加の進んでいる先進の都市と比べますと、まだまだ防府市の市民参画、採点するなら三角かなと思っております。

4月より市のホームページ上で新たに市長への提言箱が設置されました。それまでは、「じょうほう掲示板」という電子掲示板システムが設置してありました。この掲示板には、市民の方から市に対する貴重な御意見、御提言等もありましたが、中にはインターネットの匿名性による無責任な記載、個人を誹謗中傷する記載など多く見受けられました。恐らく、こういった理由から「じょうほう掲示板」は廃止されたのだろうと推察するところでございます。

この「じょうほう掲示板」にかわり、新しく設置された市長への提言箱、これまで公民館等に設置してありましたいわゆるアナログの市民からの提言箱と同様、貴重な御意見、御提言をいただくシステムとして大変有意義なものであると思いますが、実際にそのやりとりの過程というものは見えてまいりません。

そこで、新たに電子会議室の設置を提案させていただきます。この電子会議室とは、先進的な自治体では既に取り入れられているシステムでございます。市民と行政の協働のまちづくりを目指して、そのために利用者には事前に会員の登録をしてもらい、きちんとルールを定めた上で、インターネット上でテーマに基づいた責任のある意見交換、そして情報交換をしていただくというものでございます。この電子会議室の設置について、執行部の御見解をお聞きしたく存じます。

次に、パブリックコメント制度について質問いたします。

このパブリックコメント制度とは、市の施策に関する基本的な計画等を策定する過程において、その計画素案等を公表し、幅広い市民から意見を聞き、その意見を参考に最終案を決定するというシステムのことでございます。全国各地で多くの自治体がこのパブリックコメントの制度を取り入れられ、県内でも山口県をはじめ、下関市、岩国市、山口市などで既にこのパブリックコメントの制度を取り入れられております。この制度を、防府市でも取り入れる考えはないのかどうか質問をいたします。

続きまして大きな2点目、学校における安全対策について質問をさせていただきます。

学校内で、児童・生徒の安全を脅かす事件が多発しております。10日前にも県内の光高校で生徒による爆発物投げ込み事件というものが起こりました。このことに対して、大変大きな衝撃を受けました。こういった事件というものは、いつ身近なところで起こるかわかりません。

平成13年、大阪教育大学教育学部附属池田小学校の事件以来、児童・生徒の安全確保と学校の安全管理体制の確立が大きな課題となっております。ことしに入ってから、1月に横浜市内の小学校の校舎内に不審者が侵入し、児童に暴行する事件、そして2月には大阪府寝屋川市内の小学校に刃物を持った若い男が侵入し、3名の教職員を死傷させるという痛ましい事件が発生いたしました。これらの事件を機に、文部科学省と警察庁が連携を図り、都道府県教育委員会に安全の徹底を通知され、各自治体においても防犯対策に力を注いでおられます。

防府市におきましても、事件はいつでもどこでも起こり得るものだという危機意識を持って防犯対策を行っていらっしゃると思いますが、実際に防犯対策のためにどのような取り組み、訓練等が行われているのか、お教えいただきたいと思っております。

子どもが楽しく安心して学ぶ場であるはずの学校で、このような殺傷事件のような凄惨な事件が起こることは断じて許されないことであり、そのような犯罪を未然に防ぐことは行政として最低限やらなければならないことであると思っております。

地域によっては、監視カメラを設置したり、ガードマンを常駐させたりというところもありますが、防犯対策として大変心強いことではございますが、実際にこのような状況にまでなってしまうということは、私個人としても非常に悲しいことだと思っております。

確かに、学校の教職員だけで防犯対策を確立するにも限界があるように思います。学校だけではなく、地域と一体となって、学校全体の安全対策というものを考えていかなければなりません。

そういった中で御提案をさせていただきたいのですが、学校の安全対策、防犯対策の体制強化のために、学校に配置しておられる学校用務員さんに、警察や自衛隊のOBの方を配置するというお考えはいかがでしょうか。このことについて、御答弁をいただきたいと思っております。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 19番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、新たな市民参加制度についての御質問にお答えいたします。

私は、就任以来一貫して市民が主役の市政を念頭に置いた行政運営に努めているところですが、まちづくりを進めていく上で、行政の変革はもとより、市民の参画を推進し、市民と行政が協働していくことが何より重要と考えています。

そのためには、行政情報の積極的な提供に努めるとともに、市民と行政とのコミュニケーションを充実し、市民提案や意見交換の機会の充実などを通じて、市民の声が市政に十分反映される仕組みをつくることにより、さまざまな場面で市民参画を広げていく必要があると考えています。

このため、平成12年度に策定しました第三次防府市総合計画においても、「変革と参画」を目標達成のための理念として掲げ、その中において「市民参画」を積極的に取り入れるべく取り組んでいるところでございます。

これまでの具体的な取り組みとしては、行政運営に関する市民の御理解を深めるため、広報広聴機能の充実や情報公開を推進するとともに、市政懇談会などにおいて直接市民の声をお聞きするなどし、また重要な計画の策定に当たっては、市民各層からの代表や公募による委員からなる検討委員会や懇話会を設置し、あるいは事前にアンケートを実施する

などし、広く市民の御意見をいただき反映するよう努めてきました。

さて、市民交流の場として、市のホームページ上に事前登録制の市民電子会議室を設置する考えはないかとの御質問ですが、本市ではインターネット上に市のホームページを開設し、情報の提供・収集について幅広く取り組んできており、その一環として本年4月、市民からまちづくりに関する積極的な御意見などをいただき、市政運営の参考とするため、ホームページ上に市長への提言箱を設置したところです。

御質問の市民電子会議室は、特定のテーマに対する市民の意見交換などが活発に行われることを目的としてホームページ上に開設するものであり、インターネットの特性として時間や場所の制限を受けることなく、自由に意見交換や情報交換ができるというメリットがある反面、匿名性ゆえの問題点や課題も内在していると思われれます。

こうしたデメリットは、会議室で発言する場合の事前登録制度を導入することで、ある程度防げると考えられますが、いずれにしても個人情報の保護対策を講ずることも含めて、この市民電子会議室に係る運営管理の方法について、十分検討していく必要があると考えています。

次に、パブリックコメント制度を導入する考えはないかとの御質問ですが、この制度は重要な計画などの策定時において、意思決定以前に案を公表し、それに係る市民の多様な意見などをいただき、これらを考慮した上で意思決定を行うものであり、意思形成過程の公正性の確保や透明性の向上を図るとともに、市民主体のまちづくりを目的とするものであることから、市民参画の有効な手段の一つであると考えています。

先ほど申し上げたとおり、本市では総合計画において市民参画の推進を、行政改革後期基本計画においても市民の参画と協働の推進を取り組み項目として掲げているところです。私は、平成16年12月議会において、議員から御質問のあった自治基本条例について、既に所管の部署に調査・研究を指示しておりますが、今後、市民や議会からも御意見などをいただきながら議論を重ねていく中で、パブリックコメント制度などの市民参画の方策についても研究を進め、市民の声を一層市政に反映し、市民と議会と行政が共通の理解を深め、手を携えてまちづくりが行える仕組みづくりや環境整備を行っていきたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） 市長から本当に御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。市長から、市民参加に対する思い等を聞かせていただきまして大変うれしく思っておりますし、ぜひこういっただけを進めていかれるのであれば、しっかりと応援

させていただきたいと思います。

それでは、若干再質問等させていただきます。

まず、実際今、防府市でホームページを立ち上げていらっしゃるけれども、このホームページにいろいろなところからアクセスがあると思いますが、1日平均で大体どれぐらいのアクセスがあるものかどうかという、そういう数字があれば、大まかなものでも構いませんので、お示しいただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） ホームページへのアクセスでございますが、実は4月から各課へのホームページというふうに内容を充実いたしております。ここ3カ月ということでお聞きください。

3月は3万3,885件、1日にして1,093件となります。4月、充実いたしましてからは、総合計で4万651件、1日当たりが1,355件、5月でございますが、4万4,948件で、1日が1,450件というふうに、どんどん充実、あるいはアクセス件数がどんどんふえているというのが実態でございます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

私も自分でホームページを立ち上げておるんですが、1日当たり10数件という寂しいアクセスなんです、それに比べると非常に多いアクセス数で少々驚いておりますが、やはり今インターネットの人口というものは、全国で約7,000万人以上とも言われております。国民のもう半数以上、かなりの方々がインターネットを利用されております。

これで、ちょっと2001年という少し古い数字なんですけれども、最近ちょっと若干この数値は変わってきていると思うんですが、このインターネットの利用者の年齢別の構成比というものの、資料がございまして、これで実際に2001年段階です。全体の中で20代が24%強、30代でも24%、この20代、30代でおおよそ約半数というふうな数字が出ております。そして、40代を含めると約70%、10代も含めると全体の中で10代から40代までの方が約80%を占めるという数字が出てございまして、これは最近ここ二、三年で結構年配の方もインターネットに触れる機会がふえてまいりましたので、このままの数字が現在の数字であるというふうには思いませんけれども、実際にこういった若い年齢層でインターネットの普及率が高い、この数字を全くひっくり返すと、選挙における投票率の数字になってくるんです。これはちょっと余談なんですけれども。

実際、こういった今、市民参加、私もいろいろと調査・研究させていただいておりますけれども、こういった市民参加の課題の中の一つの大きなものとして、年齢層の偏りとい

うものがございます。実際に、私も市政懇談会等、ちょっと参加させていただきまされたけれども、全体的にやはりちょっと年配の方が多い。一線を退かれています方や、そういった御高齢の方というものが多く、若い方の姿というものを余りお見かけすることがありません。実際に、いろいろなところで市民参加の取り組みをしてらっしゃいますが、全国各地、どこでもこういった同じような問題を抱えていらっしゃいます。

逆に言いかえますと、若い者の立場からしますと、なかなか参加したくても参加できない。時間帯的な問題もありますし、雰囲気的な問題もあります。そういった雰囲気があるので、そういった場があってもなかなか参加することができないというのが現状のようでございます。

先ほど、壇上でも市長、御答弁いただきましたけれども、インターネットの利便性というものは24時間、時間、場所を問わずいつでもどこでも利用できるということでございます。ですから、そういった意味で1日数百件、月間3万数千件というアクセスがあるところに、こういったものを設置していただいて、そしてより多くの方に参加をしていただくというのは、より多くの可能性を秘めており、いろいろな意見が出てきて、より建設的な意見が出てくるという可能性を持っているものであると思います。

いろいろとこの電子会議室を取り入れられている先進的な自治体の事例を調べてみますと、電子会議室に参加されているメンバーからいろいろな本当に提言が出てきたりとか、建設的な意見が出てきたり、そしてまたその中でコミュニティが形成され、そのインターネット上だけではなく、本当に地域のコミュニティとして根差している、そういうものも出てきているような事例がございます。その費用にしても、そんな莫大なものがかかるというわけではございませんので、ぜひともこれから調査・研究をしていくというような御答弁をいただきましたので、その方向で進めていただきたいと思います。

それと、すみません、前後しますが、もう1点ちょっとお伺いいたします。

4月から設置されております市長への提言箱なんですけれども、これまでの実績でどれぐらいの提言が市の方に寄せられているのか。その数がございましたらお教えいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 4月に市長への提言箱に切りかえまして、4月6日から6月13日までの間でございますけれども、25件の提言をいただいております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

この25件という数、多いのか少ないのかというのは、どう判断していいのかわからな

いのですが、実際に防府市のホームページを開いていただくとおわかりいただけると思うんですが、この提言箱につながるところが左側のメニューの一番下の方に設置されております。

いろいろディスプレイの解像度とかにもよるんですけども、一たん開いてすぐに発見できない場合もあります。隠れている場合もあるんです。ですから、本当にたくさんのアクセスがあるんですから、もうちょっと上の方に持って行っていただくと、より多くの意見等も出てくるかもしれませんので、ぜひそのあたりの御検討もしていただきたいと思います。

それから、パブリックコメント制度なんですけれども、これから検討していくというような答弁でございますが、このパブリックコメントに限らず、市民参加にはいろいろな制度がありますし、いろいろなところでその実験等をされておりますし、これが一番いい方策だというものはないんですが、ぜひ市の中で、先ほど自治基本条例の件にも触れていただきましたけれども、そういった今、例えば研究会とかプロジェクトチームという、そういう市民参画についてのそういうものは市の中で立ち上げられているんでしょうか。そのあたり教えていただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） この前、行政改革委員会の資料等、御配布させていただきましたけれども、その中に入れておりますように、市民参画について行政改革の項目に追加いたしております。

といったような状況でございますが、先ほど市長が申しましたように、自治基本条例もその市民参画の一つの手法としてできるのか、できないのか、行政改革委員会、あるいはその中のプロジェクト会議等も視野に入れて検討していきたい。そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） ありがとうございます。

ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、またこれから市民がどのようにかわっていくのかということも、ぜひ市民を交えてそういった研究等も進めていくようなことも考えていただければと思います。

このことを要望いたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 時間がないので、簡単をお願いします。

市長（松浦 正人君） 若干補足させていただきますけれども、私は行政改革ということとを盛んに言っております。

私、この行政改革というのは、行財政改革という面と純然たる行政改革、行政とは何かということになると、市民が主役である行政、その改革、したがって、行政改革、行政改革と私がいつも言っているのは、お金を節約することばかり言っているというふうに思われがちですが、そうではないわけで、行政改革ということは、イコール私たちの行政改革でもあり、議会の皆様方の改革でもある。私は、そう思っております。

それが、両方がきちっとできてこそ、本当の市民参画の行政改革ができていくというふうに私は考えておりました、まさに市民参画の一つの形をつくり上げていくことが、行政改革につながるのだと、こういう意味で私は考えておりますので、どうぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は学校の安全対策について教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校の安全対策についての御質問にお答えいたします。

まず、学校にいます教職員の防犯訓練についてお答えいたします。

昨年度、防府市小中学校生徒指導主任会で、防府警察署の専門講師による「さすまた使用法研修会」を実施しています。それを受けまして、各学校では校内研修が実施されています。また、昨年度から市内小中学校で実施している防府警察署と連携した不審者の侵入に備えた避難訓練では、訓練終了後、学校の危機管理体制や不審者への対応の仕方についての具体的な指導を受けています。さらに、各学校の教職員は、県教委等が主催する防犯教育研修会をはじめとする学校安全や、防犯教育にかかわるさまざまな研修会へも積極的に参加しています。教職員の防犯訓練につきましては、今後も一層の充実に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、学校用務員に警察や自衛隊のOBを配置する考えはないかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、学校用務員については行政改革委員会の答申に基づき、平成14年度からシルバー人材センターとの契約により、用務員の民間委託化を進めております。平成17年度は、小学校9校、中学校5校に配置しております。

学校用務員の業務内容は、花壇、樹木の手入れ、草刈り等の学校環境の整備や、簡易な施設補修、点検等多岐にわたりますが、安全確認としての校内巡視も一つの業務としてあります。

シルバー委託用務員の選任については、学校から適任者を推薦してもらうことを原則としており、学校環境整備等に熱心な方を主体に推薦いただいております。

したがって、議員御提案の警察や自衛隊のOBの方で、学校用務員の業務に熱心な適任者がいらっしゃれば、児童・生徒の安全確保において学校としても心強いことから、

学校から推薦していただき配置することも当然考えられると思います。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（原田 洋介君） お昼ですけれども、もう少しおつき合いいただきたいと思えます。

御答弁ありがとうございます。

前段の防犯訓練なんですけれども、いろいろ本当に国としても県としても、いろいろと各自治体の教育委員会を通していろいろな通知、通達等を出されて、本当に全国一斉に今そういった動きになっております。しかしながら、ある程度行政にできることというものは限られてまいりますし、本当にそれぞれ学校、そして教職員の方々がどれだけ意識を持たれるかということにもかかわってくると思います。

しかしながら、私、壇上で申しましたけれども、ある程度、やはり本来学校のあるべき姿というのは、そこで児童・生徒が安心して楽しく、そしてしっかりと学ぶ場所でございます。そこを余り物々しい雰囲気にするというのは望ましいことではないというふうに思っております。

こういった中で御提言させていただきました警察のOBの方であったり、自衛隊のOBの方であったりというのは、もちろん普通に用務員さんのお仕事をしていただいて、そしてもしそういった危険があったときには、こういった方々というのは、もう警察の方々本当にその在職期間中から地域の安全であったり、そして自衛隊の方々は国の安全のために日々訓練をされてきた方々でございます。こういった方々は武道等にもたけてらっしゃる方もいらっしゃいますので、本当、これはちょっと言い方が悪いんですが、例えば一石二鳥であるような気がいたします。

ぜひ、そういった方々がいらっしゃればということでしたんで、ぜひ各小中学校の方に、そういったことも考えてみていただければということで、ぜひ教育委員会の方からおっしゃっていただきたいと思えますし、そういったことをどんどんPRしていくと、そういった元気なOBの方から、よしおれがやってやろうという方が必ずいらっしゃるというふうに思っております。ぜひそういったことを強く要望させていただいて、まだ時間が余っておりますが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で19番、原田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午後 0時 3分 休憩

午後 1時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、28番、山田議員。

〔28番 山田 如仙君 登壇〕

28番（山田 如仙君） 政友会の山田如仙でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

生活環境整備について、最近の防府市は合併問題につきましても単独市政を選択し、今後の防府市の未来を考える上で大きな転換点に立った感があります。国の三位一体改革を踏まえ、今まさに市民の実力が問われており、市民挙げての強力な体制づくりが急務であります。

ただ一方では、余りにもたくさんのプロジェクトが次々に生まれてくるために、混乱した状態にあるのも確かであり、ここで一度立ちどまって、全体的な構想について、ゼロから徹底的に議論をし直してみる必要があるのではないのでしょうか。そういうプロセスを時折交えながら、みんなで全体的な方向性を確認し、それに基づいて数々のプロジェクトの位置づけを考えていくのも大事なことと考えられます。

そこで、生活環境整備プロジェクトの発足と推進についてでございます。

生活環境整備の問題は、今や地球的規模で考えなければならないような大きな環境問題の一つであり、事態は日に日に深刻になりつつあります。またこの問題はこれからも未来永劫、続いていくものであるだけに、議論、実行、評価を何度も繰り返しながら試行錯誤を重ねていくべき性格のもので、したがって、問題性格上、国、県、市といった、それぞれの上部組織から指示を待つということよりも、地域みずからが議論をし、ボトムアップ型で知恵を出し合って解決していくべき課題であると考えられます。

そのためには、生活環境整備に関する費用負担等の具体策と並行して、その根幹にかかわる点についても常に議論を積み重ねることが大切で、例えば住民の共有空間としての都市のあるべき姿とは、みずからが日々利用する道路、水路、みずからの責任でどう処理していくか。住民は何をすべきであり、何をなさざるべきか、トータルなコストの削減をいかに実現するかといったトピックについても、とっぴなようではありますが大変重要であると考えます。

以上のことを踏まえて、私は次の提案をいたします。

市民生活に密着する生活環境整備委員会の常設を行い、問題提起、徹底した議論、試行、評価のサイクルを繰り返し運営していく組織で、その折々に技術革新を取り込みながら、継続的に生活環境整備の問題を考えていく組織でございます。生活環境の整備を例にとり

ますと、施策を効果的に実施しようと思えば、先行している地区の皆さんとの意見交換、その地区の意見をたたき台として、市民との意見交換、あるいは情報公開、伝達、大きな意味での生活環境整備問題に関する市民教育等、防府市として市民の理解を得るための活動の充実を図っていく必要があります。

生活環境整備問題は、今後ますます重要性を高めていく事柄なので、この手始めに十分論議を尽くしていくことが肝要です。もし、仮にその手続を省いて実行に移しても、理解が得られなければ無になりかねません。防府市が取り組んでいる課題を、市民の皆さんに十分御理解いただくためには、もっと市役所から足を踏み出して、市民に近づく努力が必要だと言えます。市民生活に密着する生活環境整備委員会の設置について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、道路情報通報システムと、市政住民連絡チャンネルについてお尋ねいたします。

防府市においては、道路整備、維持・補修、道路側溝浚渫等々効率的な運営を図ることが大切であります。また、市民に対する道路と占用物に関する正確かつ迅速な情報提供及び要望や苦情処理に対するサービス向上を図ることが大切であると思えます。

道路情報管理システム制度は、道路法に基づき調製された道路台帳の図面を、調書電子化により一元管理、道路台帳平面図等の図面や各種の調書類においての必要な地点の情報検索、更新を容易にさせ、道路管理者の行う道路整備や維持・補修等を効果的な運用を図ることができる新しいシステムであり、防府市においても導入を図られたらどうかと思えます。

市民を動かすことについては、その中心となる市役所の皆さんの沸騰するような熱意が必要不可欠となり、その熱で地域住民が燃え、それがすぐさま行政に伝わり、またその熱で行政も燃えるというような好循環づくりが今必要とされております。市民との連絡チャンネルの充実にも努めるべきと考えます。いろいろな連絡チャンネルを介して、市民、行政間の濃密なネットワークをつくることできれば、住民との速やかな意思疎通、情報伝達が可能になり、市民側に立ったスピーディーでわかりやすい施策実行が可能になると考えます。

以上、2点につきましてどのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、住民基本台帳の閲覧制度についてお尋ねいたします。

近年の状況を見ても、閲覧制度そのものは便利だが、影の部分の問題が多いと思えます。個人情報保護の観点から、現行の住基台帳の閲覧制度は不十分と認識をせざるを得ません。住民基本台帳法は67年に制定され、氏名、住所、性別、生年月日について、原則的にだれでも閲覧できると定めています。世論調査や選挙運動などに利用される一方、

ダイレクトメール業者が大量閲覧する例も多く、総務省が人口10万人のある市の住基台帳を調べたところ、5万3,000件のうち6割以上の3万1,000件がダイレクトメールの送付を目的とされたものだったようです。

市区町村では、世論調査や学術調査などを除き大量閲覧を拒否したり、無差別な閲覧を防ぐ目的で全事務手数料を引き上げたりする動きがありますが、法律の趣旨からすると、そのような措置はグレーゾーンとの見方もあるようです。今年度から全面施行される個人情報保護法は、個人の情報を第三者に渡すのに本人の同意が必要とされています。社会の変化に住基台帳の閲覧制度が追いつかないのが現状であります。

自治体からは、ダイレクトメールなど営利目的の閲覧の規制を求める声強いが、現実にどのような規制が可能かがまだ見えてこないのがあります。営利目的の世論調査への利用は認めるのか、学術調査が目的ならだれでも閲覧できるのかなど、具体的な線引きが難しいと指摘する一方、全国一律の制度にするのか、自治体に裁量を持たせるのも問題であります。

防府市においても、個人情報保護のための利用制限や情報を扱う市職員への罰則を盛り込んだ条例制定をするべきではないか、同条例の中身については対象者を特定しないダイレクトメールなどの請求閲覧に制限、ストーカー行為、配偶者など家庭内暴力被害者に対する保護処置、不正行為が発覚した場合の緊急措置、3つの骨子から1、閲覧制度では、これまで野放し状態だった営利目的の大量閲覧や住所等があいまいな請求での個人閲覧を原則として拒否する。2、家庭内暴力被害者らの保護措置、被害者本人からの申し出があり、かつ警察や配偶者からの住基台帳の閲覧や、住民票の写し交付請求に応じない等々の条例を制定されたらどうか。

以上の観点から、防府市においての住基台帳の取り扱いに対する条例についてお聞きいたします。

以上、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 28番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、閲覧制度の見直し条例を考えたらどうかということについての御質問にお答えいたします。

住民基本台帳の閲覧制度につきましては、住民基本台帳法に基づき、何人でも正当な理由であれば住民基本台帳の氏名、生年月日、性別、住所の4項目につきましては、閲覧を請求することができるかとされているところでございます。

議員御指摘のダイレクトメール送付を目的とする大量閲覧等の制限につきましては、住

民基本台帳法では「閲覧の請求が不当な目的によることが明らかなとき、または閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあるときは、閲覧の請求を拒むことができる」とされておりますが、大量閲覧等の請求者範囲の制限につきましては、現在のところ具体的な法的措置は講じられておらず、閲覧を拒否できないのが現状でございます。

御案内のとおり、個人情報保護に対する住民の意識の高まりを受け、ことし4月に個人情報の保護に関する法律が全面施行され、5,000件以上の個人情報を保有し、事業活動に利用している事業者につきましては、個人情報取り扱い事業者として、その保有する個人情報の保護について適正かつ安全な管理を行うなどの義務が課せられることとなりました。

本市といたしましても、個人情報を保護し、閲覧の総数規制を図るための対策として、従来閲覧時間30分を1件としていたものを、平成16年1月から1人1件と変更し、だれを閲覧したかを管理するとともに、窓口における閲覧申請に際しましては、住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書を提出させ、請求事由の審査、閲覧事業者の個人情報保護の状況や郵送資料の確認、閲覧者の公的身分証明書による本人確認など、個人情報保護法の趣旨に沿った厳格な運用を行っているところでございます。

御承知のとおり、住民基本台帳の閲覧に一定の規制を設ける動きは全国的な展開を見せられておまして、既に全国市長会や全国連合戸籍事務協議会を通じて、強く国に法改正を要望されているところでございまして、国はこの5月に住民基本台帳の閲覧制度のあり方について見直し等するための学識経験者らによる検討会を発足させ、原則非公開をも視野に入れて具体的な検討をされており、今秋をめどに報告書をまとめることになっており、この結果により住民基本台帳法の閲覧制度のあり方が明確に示されるものと思っております。

全国的に見ますと、熊本市、萩市等、数自治体で独自に閲覧を制限する条例が制定されておりますが、市といたしましては、閲覧は法に基づく統一的な取り扱いが望ましいと考えており、議員御提案の条例等の制定につきましては、今後の国の動向に注視しながら検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置といたしましては、平成16年7月1日に住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部改正が行われましたので、警察とも協議をし、被害者の申し出書を受理した時点で閲覧台帳から削除及び住民票の写しの発行停止を行うこととしておるところでございます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 28番。

28番（山田 如仙君） では、自席より質問させていただきます。

執行部の皆さんにおきまして、本人や家族あてに進学とか、それから就職、結婚、出産祝いなどの折り目折り目に販売促進用のダイレクトメールが着いたことがおありであると思いますが、全く身に覚えのない業者から送られた経験をお持ちだと思います。この情報がどこから漏れたのか、びっくりするような思いであります。

自治体においても、住民基本台帳の大量閲覧による有力な情報源になっているという疑惑は決してぬぐい切れません。市民の皆さんが、個人情報である自分の住民票が第三者に勝手に見られているということは、恐らく知られてないのではないかと私は思っております。

そこで、ちょっとお尋ねいたしますが、萩市において自治体で独自の閲覧制度を制限している条例がされているということですが、その制限についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 住民基本台帳の閲覧制限に関する条例を、県内では萩市が制定されておられます。

それにつきまして、どのような制限が加えられておるかということでございますけれども、その閲覧体制につきましては、官公署の職員の職務上行う請求や公益上必要であると認められる事由等を除きまして、被閲覧者を氏名、生年月日、住所等により特定できないものにあつては、当該請求を拒むものとされております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 28番。

28番（山田 如仙君） 先ほど、市長の御答弁の中にも防府市においても大量閲覧が5,000件ぐらいあったというようなことをお聞きしまして、それについてはきちっとした対応をとったということでもありますので、今、市長からの御答弁の中で住民台帳の閲覧制度のあり方について見直されると、原則非公開を視野に入れて検討するとの、この秋をめどに最終的な報告書が出されるということでございますので、それを了としまして、しかし秋になる間、しっかりと住民台帳の閲覧に対しては、なお一層の厳格な運用をよろしくお願いして終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、生活環境の整備について、1番の市民生活に密着する生活環境整備委員会の常設について、生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、市民生活に密着する生活環境整備委員会の

常設についてお答えいたします。

地域の環境美化につきましては、各自治会を中心に地区内一斉清掃や除草など、多大な御尽力をいただいております。

また、ことしも間もなくその時期がやってまいりますけれども、毎年7月の河川愛護月間に合わせて行われております佐波川、横曽根川の一斉清掃や同日に実施されます市民一斉清掃においても、2,000名を超える多くの方々の御参加を得て、私たちの住むまちの環境美化に取り組んでいただいております。市民の皆様に関する意識は格段に向上してきていると感じております。

御質問の市民に密着する生活環境整備委員会の常設につきましては、現在組織化され活発に活動されている防府市環境衛生推進協議会が、主要事業の中で快適な環境づくりのリーダーの育成や、環境美化の促進に取り組まれております。

この協議会は、各地域の自治会連合会長をはじめ、環境衛生改善に係る団体で構成されており、各地域の状況も十分把握されながら活動されております。

御質問の委員会の常設につきましても、この環境衛生推進協議会との協議の中で取り上げていただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 生活環境の整備で、続きまして道路情報通報システムの導入についてお答えいたします。

道路情報システムは、カメラつき携帯電話を利用して、市民から道路の破損状況の画像と位置情報を送信していただき、いち早く補修作業に着手し、また道路台帳の図面と調書を電子化により一元化して道路整備維持補修等の効率的な運用を図っていくシステムです。

神奈川県相模原市では、昨年4月にこのシステムを稼働させており、市民の情報を素早くキャッチし、迅速かつ効率的に対応し、現場に向かう労力・人件費の削減につながっていると聞いております。

市では、平成17年3月末現在、1,106路線、約634キロメートルの市道を管理しております。平成16年度の電話、ファクス、メール等の道路相談件数は、全体で約1,500件ございました。このような状況の中で、事前に道路の破損箇所を発見する手段といたしましては、市政懇談会、市民の皆様からの通報、道路パトロール等での破損箇所の発見、また平成9年には郵便局のネットワークを利用して、相互協力の覚書を結び対応しております。

また、山口県におきましては道路利用者と協働・連携を図り、市民の安全確保のため、

陥没、落石等の道路異常の早期発見を目的に、「道路サポートに関する協定」を社団法人山口県乗用自動車協会、国土交通省及び山口県の3者で、本年6月21日に締結する予定でございます。

このシステムは、タクシー会社が道路の陥没や落石を発見した場合に、山口県道路緊急情報ダイヤルへ通報し、山口県から国道、県道、市道の各道路管理者へ通報されることになっており、市といたしましてもこのシステムを活用し、対応していきたいと考えております。

議員さんから道路情報通報システムの導入、また環境・防災・防犯等を含めた市政住民連絡チャンネルの構築といった貴重な御提案がございましたが、広く市民から情報を収集し、また意見を聞くことは市政の運営にとって大変重要なことであります。今後、さらに広く情報や意見を集め、市政に生かすよう努めてまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 28番。

28番（山田 如仙君） 地域の環境整備は、市民の一人ひとりが地域を守るということ、環境の整備を守ることで、トータル的なコスト削減につながると私は信じております。

今、各自治会で清掃、それから緑化運動実践を環境推進協議会を通じてしっかりやっているところだからということでありましたけれども、余りにも環境推進協議会なる戦艦大和のように大きな組織でございますので、ここは割と動きにくい、油のやり方を間違えると動かないとか、エネルギーが大き過ぎて使いにくいとか、機能していないのではないかなというような事案も時々聞くんですけれども、そういうことにおきまして、今、環推協での環境整備を私はお願いしているわけではなくて、そうでなく市民が非常にわかりやすい、しかも地域住民が、一人ひとりが出て、いろんな環境整備、清掃、その他がやりやすいようなシステムをもう一遍構築し直したらどうかなということを申し上げておるわけございまして、環推協があるというのは十分私も知っております。大きなシステムというものは、なかなか動きにくいので、目に見えない大きな力が要る、エネルギーが要る。それと、しかしこれは外郭団体ではないかなと思っております。本当に市民が立ち上げていくような、この環境推進設備を構築するという観点からいうと、少し離れていると私は思っております。

そこで、少しお尋ねをしておきたいんですが、各自治体でいろいろな清掃をしたりするんですが、各自治体で非常に格差がある。すごくよくできているところもありますし、整理ができてないところもあります。特に、市街地におきましては道路整備が非常におくれておると思います。道路側溝の浚渫、それから道路の清掃その他ができてない。自分の家の前も掃かないというような状況であることについて、私はだれもが家の前まで行って清

掃をするような、そういうシステムの構築をして、それまでは防府市としてそれに援助していくというような形の環境整備をしていただきたいと、こういうようなことを申し上げているわけでございます。そのことについて、少しお考えがあるかどうかお聞きしたいんですが。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 民間の方々が、例えば自宅の前とかそういったところで自発的に清掃されておられる、そういったことに対しての自治体からの援助は考えておられるかどうかという御質問の趣旨でよろしゅうございますか。

現在、自発的に自分のところの前、そういったところ、あるいは行動、そういったところ自発的にゴミ袋を持ち、はさみを持ち、そして清掃していただいております。そういった方々を時々でございますけれども、お見受けするわけでございます。そして、企業ぐるみでそれをしていただいております。あるいは、ボランティア活動としてしていただいておりますということも、私ども承知をいたしております。

ただ、それを組織的にどうかということでございますけれども、また答弁と重なりますけれども、環推協の方ではそういった事業の中に、いわゆる環境に関するリーダーの育成だとか、そういった事業も規定してございますので、そういった環推協の協議の中にそういったものもまた同じでございますけど提案してまいりたいと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 28番。

28番（山田 如仙君） 環推協の中で考えたいと、こういうことでございます。

それだったら、今までのシステムで一つも変わらないんで、善意だけのボランティアでは、この環境というものは守れません。そうではなくして、各自治会にいろんな箇所が、ゴミがある、あそこにあれがあるという、このところをこの市自体が連絡して、自治体が自治会に。再々小まめにしっかり清掃し、浚渫でも溝掃除でもしていくというようなシステムでございまして、その大きな組織というと、いかにも、ちょっと聞いてみるんですが、環推協が1年にどのぐらいの協議をなされて、どういう事業をなさっているか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（久保 玄爾君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 環境衛生推進協議会の活動、こういった活動をしておられるのかという御質問でございますけれども、当協議会は各市内の、地域の自治会を基盤といたしまして、環境衛生の改善、あるいは衛生思想の普及、向上を主な目的として設立されたものでございます。

その主要事業といたしましては、特に環境美化活動、これを掲げておられます。会員であります各自治会においても、自主的なそれぞれ活動が推進されておりますし、地域におきましては身近な道路や水路、公園などの公共用地の清掃に多大な御尽力を賜っております、これは頭が下がる思いでございます。

まず、この地域の清掃でございますけれども、もちろん環推協と申しますのは、先ほど申しましたように、それぞれの自治会が結集された一つのものでございまして、その環推協で行う清掃以外にも、それぞれの生活基盤、いわゆる自治会単位でのいわゆる草が伸びたとか、道路がごみで散らかっておるとか、そういったときには随時その自治会の方で対応されておるように認識をいたしております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 28番。

28番（山田 如仙君） これは、3月議会で山下議員さんが質問されておるんですが、アダプトプログラム導入ということ先輩議員がなさったんですが、このときも全く、これもボランティアを取り入れたらどうかということで、やはり環推協主体に多くのボランティア団体が市内の各地におるので、これを通じてしっかりやっていただきたいというような市長さんが御答弁をしておいでになります。

今、言ったように、環推協というのは巨大な大きな団体ですから小回りがききません。小回りのきく、根づいた環境システムの設立をしてほしいと、こういうことを申し上げているところでありまして、なかなか動きません。ゆえに、言いにくいんですけども、機能が少ないのではないかなと。それ自体はしっかりとした環推協という立派な団体です。それは素晴らしいと思います。しかし、それはなかなか動きにくい。動きやすい、小回りのきく設備委員会も要るのではないかなと、こういうところを申し上げているわけでございます。

議長（久保 玄爾君） それでは、続いて道路情報通報システムの質問に入ってください。28番。

28番（山田 如仙君） これは、きょう道路情報通報システムについては、私らが建設委員会でこの前視察に行ったときに、勉強してきたんですけども、非常にいいシステムであるのでこれを使ってほしいなということで、御案内をしたわけであります。

今、御答弁にありましたけれども、防府市においてはそれに近いシステムがあるからそれでやりたいというようなことでございますが、ぜひこの道路情報システムにおいては、もう一度しっかりと勉強なさって研究して、導入に向けての動きをしていただきたいなと、こういうふうに思います。

強く要望して終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で28番、山田議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は1番、今津議員。

〔1番 今津 誠一君 登壇〕

1番（今津 誠一君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、防府市再生プランについてお尋ねいたします。

御承知のように、防府市は単独市制の道を選択しました。したがって、今後はこの単独市制を維持発展させ、持続可能な市制を構築するための、また同時に住民満足度を高めるための諸施策を遂行しなくてはなりません。単独市制の決定後、このための取り組みがなされているかと思いますが、多くの市民は単独市制に賛成の市民も、また合併に賛成の市民も含めて、本当に防府市は単独でやっていけるのかという不安を共有しています。

このことは、裏を返せば単独市制の中でこうやって防府市を再生しますという市長からの明確なメッセージと、再生のための具体的諸施策が市民に十分理解されていないからだと思います。

取り組みの中で、市長は行財政改革を唱え、実行しておられます。このことについては、私も全く異論はありません。また、これの一定の成果が出ていることも評価するものです。

ただ、問題はこれまでの財政改革は出づるを制するだけの改革に終始しています。もちろん、これも非常に重要なことは言うまでもありません。しかし、これだけでは十分とは言えません。これだけでは、将来に期待が持てません。夢が持てません。市長の好きな元気が出ません。縮小均衡型の財政改革だけでは、市民も息が詰まります。

言うまでもなく、真の財政改革は出づるを制し、入るをはかることです。入るをはかって初めて夢のある将来を展望することができるというものです。

しかしながら、これまで入るをはかる財政改革と、そのための具体的諸施策が語られたことは、残念ながら一度も記憶にありません。私は、この点に焦燥感と寂しさを感じています。既に、単独市制が決定して13カ月が経過しています。喫緊の政策課題として取り組んでいかななくてはなりません。今、防府市再生のためには、歳入を膨らます努力が何よりも求められていると思います。歴史に学べとはよく言われますが、防府市再生のためにぜひ参考にすべき事例を紹介したいと思います。

それは、長州藩第7代藩主毛利重就が行った藩の財政改革です。当時、長州藩は天災による米の不作、藩商品の販売不振などにより収入が減少し、財政赤字に陥っていました。そこで、重就は3人の家老に改革案を出させ、経費の削減以外にまず検地を行い、8年後

に4万石の収入を得ました。

次に、産業振興を図り、塩、米、紙の生産事業を行いました。これは、後に防長の三白政策と呼ばれました。塩の生産では、最盛期には21万石の収益を得たと言われます。当時の1石は現在の貨幣価値に換算すると15万円とも言われますから、315億円ということになります。先ほど同僚議員から、最盛期には36万石の生産があったという数字をお示しになられましたけれども、仮に36万石と計算すれば640億円ということになります。

こうして、産業振興をてこに藩の財政の立て直しに成功しました。この重就の財政改革は、今後の我が市にとってこれ以上ないお手本と言えないでしょうか。重就は、晩年現在の英雲荘で過ごしたそうで、防府市と非常に縁の深い人です。今は、萩市の東光寺に眠っているそうですが、防府市の再生を見守っていることと思います。

さて、ここでお尋ねいたします。今、全国の各自治体は、財源不足の中、地域再生に向け、協働の思想を背景にさまざまな取り組みを始めています。みずから考え、みずから実践するふるさとづくりを始めています。その中には、本当にすばらしい事例も多々あります。防府市は、今後防府市再生に向けてどのようなプランを描いているのか、またそのプランに基づきどのような具体的施策を実行しているのかお示しいただきたいと思います。

次に、索道事業の存廃についてお尋ねいたします。

私は、昭和61年12月議会において、索道事業の経営の改善はあり得ないので廃止すべしという内容で一般質問した記憶があります。あれから18年経過しました。今思いますに、あのとき索道を廃止していれば、少なくとも10数億円程度は財政が儉約されていたことになります。あのとき廃止に踏み切れなかった理由は、放送各社に資材等を運搬するための林道がまだ十分整備されていなかったという問題がありました。その後、平成9年、防府市大平山索道事業検討協議会が設置され、今後のあり方について協議され、平成10年10月26日、意見書が市長あてに提出されました。

その意見書は、「大平山ロープウェイは、今後も財政負担が大きいのので車で山頂へ行くことが可能となった時点で廃止すべきであるという意見があるが、存廃については山頂公園整備実施計画及び農道完成後に再度検討し判断すべきであり、当面安全輸送の徹底、経営の合理化及び利用者の増加対策を図り云々」という内容でまとめられています。

既に、道路は平成12年3月に完成し、山頂公園は平成16年10月に完成を見ました。山頂公園完成後8カ月経過しました。どのような検討がなされたのか不明ですが、市長はさきの3月議会においてロープウェイは大事な観光資源であるし、今後なお経営努力をしながら市民福祉等の観点も考慮し、できれば事業を継続していきたいというニュアンスの

発言をされています。しかしながら、事業の継続については以下申し上げますとおり、多くの消極的問題点を含んでいます。

まず第1点目として、事業収支の視点から、昭和34年に建設され、その翌年度から今日まで毎年着実に赤字を重ねています。また、乗客者数は索道事業検討協議会が設置された後も、右肩下りの減少トレンドを形成しています。さらに、このたび道路も完成しましたので、今後はますます事業環境が厳しくなることが明々白々です。

2点目、行財政改革の視点から、市長は御自身の政策の目玉としてこの改革に積極的に取り組んでおられます。その中で、過去巨額の累積赤字を積み上げてきた索道事業を対象外にするというのは、市長のこれまでの取り組み姿勢と矛盾するし、一貫性に欠けます。この索道は、行革の対象項目の重要項目であるA項目に属するものです。避けて通るべきではないと思います。

3点目、安全性の視点から、施設が非常に老朽化しております。まず、ロープは耐用年数を16年過ぎています。鉄塔は、2本とも6年を過ぎています。万一事故が起きた場合の責任は重大です。JR福知山線脱線事故では、旧式のATSを使用して大きな問題となっています。莫大な補償費は財政改革を吹っ飛ばしかねません。

4点目、施設の更新による財政圧迫という視点から、事業を継続するからには遅からず施設更新が不可欠です。その場合、新規投資としてロープが9,500万、鉄塔は1本が8,700万、もう1本が6,500万と試算されていますが、合わせて2億4,700万円かかり、財政圧迫要因となります。もうからない事業にこれだけ投資することは、議会としても認めがたいと思います。

5点目、索道事業検討協議会の意見書は当然尊重すべきだと思います。

ただいま申しました5つの視点から総合的に判断すれば、私は廃止が妥当と考えます。廃止に向けて、市長の勇断を求めますがいかがでしょうか。また、あわせて検討協議会の立ち上げについてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

最後に、新規職員の採用についてお尋ねいたします。

あるローカル紙の報道で18年度の新規職員の採用を見送るという決定を知りました。行財政改革に沿った職員定数の削減という視点からの決定かと思います。しかし、採用をゼロとし断層を生じさせることはいかかなものか疑問を抱きます。

仄聞すれば、採用を見送った理由は、18年度の退職者数が少ないということによるようですが、このような短絡的思考で新規職員の採用を決定することには賛成しかねます。私は、総務委員会の所管事務調査において、職員定数の削減状況は十分計画に沿った、あるいは計画よりさらに一歩進んだ状況にあるという説明を受けていましたので、首をかし

げざるを得ません。

そもそも新規職員の採用は、断層をつくらずに平準化した人員を採用すべきで、その人数については職員定数の削減計画に沿って自然退職者数をにらみながら、バランスをとって決めていくというのが常識的考え方だと思います。

来年あたりから、団塊の世代の退職が始まります。当然、採用もふえると思います。ならば、ゼロという年をつくらずに平準化した人数を採用する考え方の方がベターだと思います。18年度新規職員の採用を見送るという決定は、職員採用のあり方として好ましくないと思います。

これから、防府市を背負う若い優秀な人材を毎年確保しておくことは極めて重要です。18年度の新規職員の採用について、再考を促したいと思いますがいかがでしょうか。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 1番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、防府市再生プランについての御質問にお答えいたします。都市の再生とは、地域の特性を生かしながら、古きよきものと調和しつつ、新陳代謝を行うことによって新たな活力をはぐくんでいくことであり、地域が発展、振興していく姿そのものではなからうかと思っております。

こうした意味において、地域経済の活性化をはじめとする地域振興の実現は、行政や市民、民間企業等、地域の担い手すべてに課せられた責務であると考えます。その中にあって、特に行政には市全域の発展をトータルで構想していく役割が課せられております。しかしながら、行政の使命は福祉や教育、社会資本の整備等広範であり、仮に財政が逼迫すれば、行政投資の自由度を狭めざるを得ない事態となることから、財政の健全化が急務であると考え、私は非常な決意を持って、就任直後から行財政改革に着手したところでございます。

その後の合併協議において、結果として単独市政継続となり、引き続き人口12万人の規模にふさわしい、コンパクトで安全・安心、快適で防府市らしいまちづくりを進めていくことになったところですが、合併協議のいかんにかかわらず、転ばぬ先のつえになるものと考え、先行して実施した行財政改革は、事務事業の見直しや経費節減の努力等により、議員の御指摘のとおり、出ざるを制する上においては極めて多大な成果を上げているところでありまして、今後さらにこうした努力を積み重ねていきたいと考えております。

したがって、財政健全化の筋道がついてきた今、産業や文化といった本市の特性を生かしながら、生活環境の整備等をこれまでどおり進めていくことに加えまして、本市の

潜在能力を十分に引き出しつつ、議員御指摘の都市の再生に向けた施策を展開していくことは、出づるを制するだけではなく、定住や交流の活性化、あるいは雇用の増進といった地域振興を実現することになり、財政の健全性を確保するとともに、第三次防府市総合計画に掲げる将来像を早期に達成していきたいと考えております。

この中において、市民と行政、そして議会が共通の認識のもと、ともに汗をかく、協働していくことが何より重要であると考えているところでございます。

次に、職員採用計画についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化による人口減少時代の到来を目前に控え、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、将来に向けて足腰の強い自治体を実現するためには、市民の立場に立ってみずから考え、実行することのできる少数精鋭の職員による組織への改革が必要でございます。

これを具現化するため、本市では人材育成、組織の見直し、定員適正化計画の推進等に積極的に取り組んでいるところでございます。

職員採用につきましては、定員適正化計画に基づき、退職予定者と次年度の組織運営体制の見直し双方を検討した上で、年度ごとに決定しています。

さて、平成18年度の採用を見送ることとした理由について御説明いたしますと、平成17年度末の退職予定者は18名でございます。このうち、11名がクリーンセンター、学校給食等、いわゆる現業部門の職員でございますが、現業部門につきましては、民間委託を推進する平成13年度の行革から退職不補充といたしております。これはこれまで取り組んできたまさに行政改革の努力により、市民サービスの低下を来すことなく、職員の削減が可能となる組織構造に変わったものでございまして、改革の大きな成果であると考えております。

また、非現業部門につきましては7名が退職予定でございますが、退職予定者数が例年より大幅に少ないことから、業務量の見直しと組織の現状を勘案して、退職による人員の減少分を職員配置の見直しや、事務改善等の内部努力によりカバーすることが可能と判断したことによるものです。

今後の職員採用計画につきましては、国がことし3月、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を各自治体に示してありまして、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げた新たな定員適正化計画を今年度中に策定するよう求めていますので、本市もこれに対応した計画を策定する中で、目標年度までの退職者数、採用者数の見込みを明らかにしたいと存じます。

今後も、職員の意識改革と組織の簡素化を図りながら、定員の適正化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

なお、ロープウェイの御質問の中に、私への質問がかなりございましたが、事前の御質問の要旨の中で確認することができませんで、産業振興部長からの答弁を後ほどいたすこととなっております。その答弁の中で、私からの考え方も述べさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 1 番。

1 番（今津 誠一君） 私、壇上から防府市の再生策として、今市長さんがやっております経費削減型の財政改革、これ以外に入りをはかるためのいろんな諸施策がこれから必要なんじゃないかと。現在、これをやっておりますかとお尋ねしましたが、現在特にそれはないと、これから考えていきたいと、こういったような話でございました。

今やっているこの財政改革だけでは、今後何年かは乗り切るとしても、その先が非常に不透明で不安でございます。したがって、市民からもこれで大丈夫なのかと、こういう声が出てくるんだと思いますが、そういうふうな状況になりますと、またぞろ合併論が再燃してきて、防府市が迷走、あるいは漂流すると、そういったような事態も十分私は考えられるんじゃないかなと、こういうふうに思います。

そういう事態は絶対に避けなければならないと私は思いますので、そのためには今確とした再生プランというものを描いて、そして入るをはかる具体的諸施策を展開していく。そして、重就がやったような盤石な財政基盤を今確立していかなければならないんじゃないかと、このように思います。

提案でございます。これは提案といいましても、単なる思いつきの提案ではなくて、私、知恵がない中で絞って熟考したものでございますので、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、防府市再生のためのまず政策を立案するグループ、いわゆるシンクタンクですね。これを早急に立ち上げていただきたいと、このシンクタンクを核として、防府市の個性にマッチした政策を実現していただきたい。このようなシステムをぜひ構築していく必要があると、このように思います。

このシンクタンクには、まず市民の提言、それから議会の提言、それから行政のプロの提言、また他市の事例等、幅広い情報を集めまして、その中で1、何ができるか。2、何をやるか。3、だれがやるか。行政がやるか市民、NPOがやるか、企業がやるか。4、どうしてやるか等、政策の選択、役割分担、実行の方法等を決定していきます。このシンクタンクを立ち上げ、再生のために有効な政策を実現し、数年後も安泰な防府市を築くことが重要かつ不可欠だと思いますが、このシンクタンクの立ち上げについて、いかがでございましょうか。御答弁お願いします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 全く大賛成でございます。私自身、この職、ちょうど7年になるんですが、かねてからそういうふうな方法をとりたいものだと、いつもいつも思っておりました。議員御指摘の重就公の検地の政策、これはまさに私がこの7年間手がけた行財政の改革とイコールするものであると考えておるわけでありまして、あれだけの方と比較するのも大変失礼な話でございますが、与えられた環境の中で、行政改革の実を上げてきたことは紛れもない事実でございますので、これを踏み台にして、そして議員が御指摘でございましたが、何ができるか、何をやるか、だれがやるか、どうやってやるかということなどを十分勘案しながら、これからの時代はあれもこれもという時代ではもはやございません。あれかこれかという時代に入っているわけございまして、その辺の判断を間違えることなく、あれもこれもということではなくて、あれかこれかという観点、これは市民の参画をいただいて、そして有識者のお知恵もおかりしながら、事を進めてまいらなくてはならないのではないかと、そのように思っておりますし、そういうシンクタンクの中で、今いろいろな全国の自治体で何々特区と言われるようなものを申請して、それによって再生を図っている。現実的に自治体は物すごい制約を受けているわけではございますけれども、特区申請を起こすことによって、またその中から本市独自の政策を打ち出していくことも不可能ではないのではないかと、このようにも感じているわけでありまして、まずはようやくそのスタート台に立てたというところでございますので、いろいろなお知恵をおかりしながら、またお力をおかりしながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 1番。

1番（今津 誠一君） シンクタンクの立ち上げについて、前向きな回答をいただきましてありがとうございました。

この構成等につきましては、いろいろとまだ検討課題があると思っておりますので、御相談しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、防府市の再生ということで、一言付言させていただきますと、私は再生のキーワードというのは、人と雇用だろうと思っております。雇用が生まれ人が集まり、さらに物、金、情報が集まれば、防府市は必ず再生していくだろうと、このように確信しております。

地方が今、疲弊しておる原因というのは、やはりこの雇用、人、物、金、情報、これが地方に不足しているからにはほかならないんだと思うんです。これが、東京に一極集中し、そういった社会構造がやはり一番の問題である。これから、この社会構造をいかに壊していくかということが、再生のために必要なことだろうと。分権時代を迎えまして、国から権限、税源、これが地方にこれから移されていくと思っておりますが、同時に人間、雇用、

こういうものを地方に移していくことが非常に重要なことだと、このように考えますので、参考にしていただければと思います。

この項を終わります。

議長（久保 玄爾君） 採用計画についてはいいんですか。

1 番（今津 誠一君） それでは、職員の採用についてお尋ねいたします。

市長は答弁の中で、やはり年度ごとに決めていくんだと、こういうことだったと思います。それで、今事務の改善でこの人数でやっていけると、こういうことだったと思いますが、これはひとつ総務部長にお尋ねしたいんですが、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、総務委員会の所管事務調査で、部長から説明いただきました。十分今計画に沿った数であると。むしろ、それよりも一歩進んでおる状況だと、こういう説明をいただきましたんで、何でこの採用をゼロにするのかなと、こういうふうに思ったわけですが、この削減計画をさらに見直すということということではないんですか。それならまだわかるんですが、それならそれでやはり委員会で十分説明してもらわなくちゃなんののですから、今十分この削減の計画に沿ってもうやってる。その中で、なぜまたあえてゼロにするのか。その辺がちょっとよくわからないんですけど。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 総務委員会の所管事務調査で御説明申し上げました。かいつまんで申しますと、平成13年4月1日に892名であった。毎年1%の削減計画を持っておりますというふうに総務委員会で御説明を申し上げました。19年4月1日、これは行政改革の目標といたしまして、838人の目標を持っているというふうに所管事務調査で御報告申し上げたとおりですが、その中であって、本年の4月1日には829名の人員で予定よりも進んでいるというふうに総務委員会で御報告申し上げたとおりです。

あわせまして、後期の行政改革委員会では、総務省から出されました今後5年間で4.6%の総員を減らす計画を立てなさいというのが3月の下旬出ておりまして、後期の基本計画においては、再度その総務省の指針に基づいて、定員の適正化計画の見直しをいたしますというふうに御報告を申し上げたとおりでございます。

したがって、定員の適正化計画については、まだ続行中というところで、さらに4.6%の目標を立てなさいという総務省からの指針もございましたので、そのように申し上げたわけでございます。

なお、平準化、あるいは断層をつくるというふうに御指摘をいただきましたけれども、防府市の職員採用の期間は5年間、だから、大卒後5年間の受験チャンスがございますので、いわゆる断層といったものは1年だけの採用中止であれば出ない。むしろ、実際に入

ってきていらっしゃる方が、現役、あるいは1年おくれ、2年おくれ、3年おくれとバラエティになっておりますから、1年だけのいわゆる採用の中止では大きな断層は出てこないというふうに思っております。

それから、議員さん御指摘のとおり、団塊の世代の今から退職が始まりますんで、ことしは見合わせましたけれども、来年度はぜひ採用を再開いたしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 1番。

1番（今津 誠一君） 市長さんが言われたこともわからんでもないんですけども、来年は当然採用が恐らくふえると思うんです、退職数多いでしょうから。それならば、平準化してことしゼロというふうな数字をつくらずにいってもやれるんじゃないですかと。やはり防府市が再生するには、人というのは非常に大事なんです。特に、若い人というのは我々にはない時代感覚を持ってますから、そうした人の発想なんていうのも非常に重大なんです。大事なんです。そういう人を、毎年平準化していくという方が、私は賢明なんじゃないかなと。ことしはゼロ、来年は10人か何人か知りませんが、そういったような採用の仕方というのは、余り好ましくないんじゃないかなと思うんです。

これは、もうどうしようもないことですか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） ただいま総務部長が答弁いたしましたように、平準化、あるいは断層をつくることのないようにということは、私ども当然配慮いたしているところであります。

ちなみに、平成16年度の退職された方の数は、たしか27名じゃなかったかなと思いますが、この4月1日採用した職員の数はいくつでございます。今回は、来年の3月31日で退職予定の方が18名でございますが、採用はゼロとなった経緯につきましては、先ほど壇上から申し上げましたとおり、主として現業職、市民サービスのこの行政改革をもし立ち上げて実行に移しておらなければ、これは即市民サービスの低下につながる方々になるわけでございますので、何はおいても採用しなくてはならなかったわけですが、ああいう形の状況ができ上がっておりますので、市民サービスを低下することなく済むと。こういうことの中で、18名の退職者が出る予定でございますが、職員採用、たまたまゼロということに相なったわけでありまして、議員御指摘のとおり平準化、あるいは断層をつくることのないようにということは、私ども頭の中にしっかり入って進めていることとございまして、どうぞ御安心をいただければと、このように考えているところでござい

ます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、職員採用計画について終わります。

次は、ロープウェイの存廃について、産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） ロープウェイの存廃についてお答えいたします。

まず、事業の収支、行財政改革、安全性、施設の新規投資による財政圧迫という視点から、存廃を判断すべきではについてでございますが、御承知のとおり、大平山ロープウェイは、昭和34年より営業を開始してきております。46年間の長きにわたり、防府市及び大平山のシンボルとして市民に親しまれているとともに、誇り得る防府市の観光資源の一つであると認識しております。

このように、観光の振興に寄与し、市民に親しまれているロープウェイでございますが、時代とともに人々の余暇の活用の意識やニーズの多様化に伴い、ロープウェイの利用状況も大きく変化してきております。このような状況において、事業の収支及び行財政改革につきましては、大平山の魅力を生かした各種イベントの開催や運賃割引等を行うことにより、多くの観光客や市民の方々に利用していただき、自然を生かした憩いの場として1日をゆっくりとくつろいでいただけるよう努力してまいりましたが、御承知のとおり、毎年一般会計から多額の繰り入れを受けております。

しかしながら、昨年10月に大平山山頂公園がオープンいたしまして、より魅力的な大平山へと生まれ変わりました。そのことに伴いまして、ロープウェイの利用客も昨年と比べ増加傾向にあります。また、ことし4月よりロープウェイの人員の削減、営業日の見直し等により、約1,500万円の運営費の削減の効果があると見込んでおり、さきに述べましたように、利用客の増加による事業収入増とともに、赤字幅の削減に最大限の努力をしてきております。

安全性及び施設の新規投資による財政圧迫につきましては、職員による日々の始業点検をはじめ、専門業者による毎年の法定点検の結果による修理や部品交換を行うことにより、お客様が快適に御利用いただけるよう、日々安全運転に努めておりますが、支柱の建てかえ及び支索の交換等、多額の経費を必要とする大きな課題があります。

このように、今後の索道事業の存続につきましては、市として大きな負担となることが見込まれるため、索道存廃につきましては大平山索道事業検討協議会を再開し、協議をいただき判断していただくべきと考えております。

次に、索道事業検討協議会の意見書をいかに受けとめるかについてでございますが、検討協議会より「山頂公園整備実施計画及び農道完成後に再度検討し判断すべきであり云々」という意見をいただいております。

したがいまして、大平山山頂公園がオープンした後、1年間程度はロープウェイ利用状況を把握して、検討協議会の協議及び判断に供する資料の一つにすることは重要なことであろうと存じますので、検討協議会の再開は平成18年度の早い時期にと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 1番。

1番（今津 誠一君） 事業の方はいろいろな努力をしながら、何とか赤字の幅を少なくするようにしていくと、こういうことで、これはもう経営改善というよりも、非常に消極的な最低限の努力ですね。山頂公園が整備されて、その後料金値下げ等があって、観客も一時ふえたということでしたけど、これはもうごく一時的な現象であって、もう一過性の現象で、恒常的な一つのトレンドになるということはありませんね。ずっと下降のトレンドを続けていくということは、これはもう明らかです。

部長は、どうですか。収支の改善、これからもっとよくなるという収支見込みがありますか。来年赤字を半分に減らすとか、2年、3年後にはゼロにしていくとか、そういう見通しが立ちますか。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 率直に申し上げまして、運営経費と、いわゆるロープウェイの利用に伴います収入を考え合わせますと、黒字に転ずることはまずないというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 1番。

1番（今津 誠一君） それから、行財政の方からお尋ねしますが、総務部長、これあなた行革の担当部長で、ここの索道はA項目ですね。最重要項目ということで、積極的に対応していかなければならない。これが、現在のところ行革のこの対象から外されているという表現がいいのかどうかわかりませんが、現実にはなっていないわけで、そのように理解されても仕方がないと思うんですけども、部長は管理の立場からして、市長にやはりこういうことははっきり物を申していかなきゃならない立場ですよ、あなたは。

この辺について、行革の担当部長、どう思われますか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 壇上で議員からの質問の中に、私への質問がいろいろございましたので、まずそれに答えさせていただきたいと思っております。

まず、A項目、よく承知しております。私もみんな実はこの行政改革委員会にこれを諮問したいと、こう思ったんです。思ったんですが、索道検討委員会というものがあるということの中で、私が市長に平成10年に就任をしました。たしか6月か7月だったか8月

だったか、その直後に索道検討委員会の委員長さんから、さっき議員が壇上で言われたような内容の意見書をちょうだいしているわけでありませう。

したがって、その中にもございましたように、山頂公園、あるいは自動車道が完全に整備するということは、イコール駐車場の整備もしっかりできてということの意味でもありますので、去年の10月がしっかりできた時期であると。

それから先のロープウェイの運用状況等々を検討する中で、再度検討することと、こういうふうな内容ではなかったかなと思いましたので、行政改革委員会にかけるよりは、索道検討委員会にお願いする方がふさわしいのではないかと。そういう判断の中で、A項目である最重要問題でございますけれども、あえてそのようにしたわけでございます。

それから、いま一つ踏み込んで申し上げさせていただきますが、防府市独自の、ロープウェイというのは、山口市にも宇部市にも徳山、周南市にもございません。このかわいでは、本当に珍しい施設でございます。珍しい施設、ほかにいろいろなものが防府市にはございます。例えば、文化施設、アスピラートにしてもソラールにしても、あるいは塩田記念公園にしましても、防府市ならではの施設なんです。ロープウェイも防府市ならではの観光施設であり、娯楽施設であると私は思っております。

それから、防府市ならではのイベント、例えば読売マラソンなどもございます。いずれも巨額のお金が市から出ていっているわけでありませう。そういうふうなことなどから、いろんなことを考えていく中で、5,000万、あるいは6,000万というような赤字が見込まれてくるかもわからないわけですが、市民1人頭の勘定で計算していったときに、それは500円になるのか600円になるのかわかりませうけれども、それによって大きな夢が、防府市にはロープウェイがあると。例えば観光絵はがきの中にもロープウェイがどんと載っているわけでありませうし、私はそういうふうな方面も総合的に判断をしていく努力が我々には必要ではないだろうか。単に、単年度で大幅な赤字が出るからやめしまえという発想はわかるんですけれども、その発想をすべてに当てはめていったときには、先ほど申し上げましたような事柄、イベントも含めていろんな事柄にまで反映していきかねないものであるだけに、検討委員会という委員会があるわけでございますので、その中で総合的に判断をゆだねたいと、こういうふうな考え方をしておるわけでございます。

議長（久保 玄爾君） 1番。

1番（今津 誠一君） 市長さん、今このロープウェイは特別な観光施設であるから、総合的に見て判断すべきだと、こう言われましたが、私はまさに総合的に見て、この例えば今申しました事業収支、行財政改革の視点、安全性、それから財政悪化、そういう4つ

の点から総合的に見て、やはりこれは廃止が妥当ではないかと、こういうことを申しておるんで、これは単年度の赤字と言われましたが、そうじゃありません。もう35年からですから何年ですかね、40数年、もう確実に赤字を積み重ねてきているわけで、これは市長さんちょっと御存じなかったかもしれませんが、私が初めて議員になったとき、十七、八年前、その当時からももうロープウェイ何とかしようやと、こっだけ赤字が続くんじゃどうもならんぞと、こういうふうな声が庁内にも、議会内にもあったんです。これは一つのコンセンサスのようなものでした。

ただ、問題としたら、やはりあそこに放送各社の鉄塔がありまして、あそこに資材と人を運ばなきゃならんと、そういう契約があって、そのためにその当時林道が整備されてないからやむを得んということで廃止ということには至らなかったんですが、12年にこの道路ももう完全に通りまして、この契約も履行できますし、何ら問題ないんです。

これが、本当に観光施設として人が呼べて、防府市に金が落ちる、そういうものであるならば、存続もまた可能性があると思いますが、現実にはそんな人を寄せる大きな魅力になって、またお金を落とすところであるということではないです。もう赤字ばかりです。これは、やはり市長さん、ロープウェイに特別な愛着をお持ちのようですけれども、やはり総合的に判断して、この辺はそろそろ決着をされるべきじゃないかと、そのように、何かこのロープウェイに非常にノスタルジックな愛情、愛着があるのかもしれませんが、ぜひそういう、もう勇断される時期じゃないかと思いますが。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 皆様にもお尋ねをしてみたいと思うんですけれども、ロープウェイに1年間にどのぐらい、何人ぐらいお連れになって利用されておられるか。私は、先週も孫を連れてロープウェイに行きましたし、もうことしになって四、五回はロープウェイに有料で上がっております。観光客の方々からも、この間も子ども連れの方が市広報の400円割引の制度、「毎月やってくださいよ、市長さん」と、こんなことをおっしゃる方もございました。

私が、総合的にと申し上げているのは、ロープウェイだけのことではございません。ロープウェイだけのことを考えれば、もうそれは答えは決まって出てくると思います、総合的に判断すれば。しかし、ほかの市の市民の娯楽施設、あるいは市民の方々がいろんな観点から利用されるいろいろな施設等々のことなどとも総合的に考えていく必要があるのではないかと。

ましてや、建設、あるいは危険をお金がないために、何億というようなお金をあそこに投入しなければならないと、そんな事態であれば、これはもう言うまでもないことござ

います。大切に保守管理しながら、使える限りは使わせていただくことが、先人に対する私どもの当面の務めであり、そしてまたそれを御検討いただく委員会において、そのことがどうであるかはそのまた委員会で御検討いただき、そして議員の皆様方がそれらに対して御判断をいただく。そしてまた、先ほど午前中の質問でもございましたが、市民参画の市政の中で、パブリックコメントというものなども大切にしながら判断していくことではないのだろうか、こんなふうに思っております。

決して、愛着を自分が個人で持って、絶対にやめないんだというふうに私が踏ん張っておるとか、そんなことでは全くございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 1番。

1番（今津 誠一君） それと、市長さん、安全性の問題ですね。これは、この施設一体どうなっておるのかと、16年経過してある。大丈夫なんかと言ったら、毎年これメンテやってちゃんと管理しますと、こう言いますけど、万一事故が起きたときに、それで釈明できますかね。

16年、耐用年数聞いて、それでうちはちゃんとメンテやってるからってという説明をして、もし事故が起きたときに、だれがどうやって責任とるんですか。これは大変な問題だと思いますよ。JRのあの問題にしても、やはり旧式のATSを使ってマスコミにたたかれましたけど、万一のことがあったらこれは必ずたたかれますよ。そのとき市長さん、どういう責任をとられるんですか。財政改革、市長さん一生懸命やっておられると言われますが、何億削ったかわかりませんが、そんなものは一遍に吹っ飛んでしまいますよ。

これは、非常に重大な問題ですよ、これは。かといって、今これをやりかえて新規投資せえ言うたって、これは恐らく議会では認められんでしょうね。そういうことも、やはり総合的な視野の中で考えていただきたい、このように思いますので、もう一度冷静に検討してみてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 市民に大きな不安を与えるようなことになってはなりませんのであえて申し上げますが、今の索道、ロープウェイですね。これの施設の保全は、ちゃんと基準をクリアしておりますので、これはどうぞ議員がそういうふうに力説されますと、今すぐにでも倒れそうなロープウェイを市長が動かしておると。万が一あれ崩れたらどうなるのか。そういうふうにもしとられる向きがあると大変でございますので、安全基準をクリアしておるということにおいて、自信と責任を持って運営をさせていただいております。

議長（久保 玄爾君） 1 番。

1 番（今津 誠一君） 市長さん、それはこちら側の論理なんですよ。世間一般はそういうふうには受け取らないということです。それで、押し問答になりますから、できれば助役さん、ちょっと見解を伺えればいいんですけどね。なかなか難しい立場であれかと思いますが。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 私の見解をとということですが、私は若干市長と見解が違つかもしれませんが、ロープウェイは公共公益施設ではない。いわゆる公営企業、観光事業という公営企業の一つだろうというふうに思っています。

だとするならば、そこでずっと赤字が続くならば、やはり存続というのは重大な決意をしなければいけないだろうというふうに思いますが、今答えを出すと索道事業検討協議会を無にしたこととなりますので、議会の方からも索道事業検討協議会にメンバーを出されるということをお伺いしておりますので、あえて私も行革本部長ですけれども、A項目でありながら行革委員会に諮問しないで検討協議会の方で検討していただく、答えを出していただくということにしておりますので、検討協議会の中で議会代表の方も積極的な御意見をいただければ、それなりの答えが出るのではなかろうかというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 1 番。

1 番（今津 誠一君） 助役さん、大変ありがとうございました。よくぞ初めて言っていただきました。

検討協議会については、18年度の早い時期と、こういう部長からの答弁がありましたけれども、私はできるだけもう早い時期にこの協議会を立ち上げていただきたいと。この協議会の意見書は、やはり道路及び公園施設ができた時点で検討に入ってくれと、こういうような内容でしたので、これはもうできるだけ早く検討協議会をもう一遍立ち上げていただきたい。このことを要望いたしまして私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一般質問を再開いたします。

次は26番、馬野議員。

〔 26番 馬野 昭彦君 登壇 〕

26番（馬野 昭彦君） 民友会の馬野でございます。皆さん方には、大変お疲れとは思いますが、しばらく御清聴のほどお願い申し上げます。

質問に入らせていただく前に、松浦市長はじめ執行部全職員の皆さん方に、一言敬意のごあいさつをさせていただきます。

我が国の経済情勢は、一部には明るい兆しが見られるものの、まだまだ厳しい状況下であり、地方財政を取り巻く環境は先の見えない状況の中であって、市民生活の維持向上、少子高齢化対策、教育文化行政、安全防災環境対策、また、自主財源の確保や今大きく求められている行政改革など、諸課題を積極的に取り組み、12万市民の負託にこたえている松浦市長、全職員に心より感謝と敬意を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。前向きで将来を見据えた明快な御答弁を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関する質問につきましては、平成12年、平成14年と2回質問を行いました。一定の御回答をいただき、それなりの評価はいたしておりますが、まだ不十分な点、改正しなければいけない点など、たくさんあります。地方自治が新しい時代を迎える中、分権型社会システムへの転換が早急に求められています。高度情報化、少子高齢化社会の到来、多様化する住民ニーズに即応し、豊かでだれもが平等で公平な社会実現が求められている昨今、地方公共団体の果たす役割は大きなものがあります。

その世の中、総務省は本年3月29日、地方公共団体の行政改革の推進のための新たな指針の策定についてという事務次官通知を、各都道府県、政令指定都市の首長あてに出しました。昨年12月24日に閣議決定され、今後の行政改革の方針では、地方分権の推進という項を設け、行政改革推進のための新たな指針を平成16年度末までに策定するとされていましたが、これを受けたものです。国が、地方自治体の行政改革のための指針を示したのは、平成9年以来8年ぶりのことでもあります。一部の地方公共団体の不適正な給与の支給などに対するなど、国民の厳しい視線と批判などを踏まえ、このような新たな行政改革指針が示されたものと確信しております。

そこで質問いたします。この新たな行政改革指針が策定され、各地方公共団体に通知されました。このことに対し、どのように受けとめているのか、率直なお気持ちをお伺いいたします。

次に、新たな地方行政指針の特色は、具体的な取り組みが住民にわかりやすく公開されること強く意識したものとなっております。これまで地方が進めてきた行政改革の取り組みが、住民に十分に理解されておらず、先ほども申し上げましたが、一部の自治体の不適

切な給与支給の実態が明るみになるなどして、地方自治体への不信を招いていることを払拭することが大きなねらいだと思われま

そこで質問します。平成9年の自治事務次官通知以来、全国の自治体は積極的に行政改革に取り組んできているが、我が防府市では平成9年の次官通知から今日まで、どのような行政改革に取り組んでいるのかお伺いいたします。

まず、1点目といたしまして、行政改革大綱における定員管理の数値目標の設定、公表であります。都道府県、政令指定都市では、既に100%、他の市では67.5%、特別区では87%、町村では47.4%が定員管理の数値目標を設定、公表しております。防府市は、どのようになっているのかお伺いいたします。

2点目であります。定員管理の適正化、平成16年4月1日現在の地方公務員数は30万8,597人で、平成7年から10年間連続して純減しています。10年間、累計で19万8,000人以上減少、平成16年度では対前年比3万3,000人以上と、過去最大の減少になっております。国の指針では、平成22年4月1日までに年次別の公務員の退職者数と採用者数の見込みの明示を求めています。防府市はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、3点目ではありますが、給与の適正化、いわゆる手当の総点検をはじめとする給与の適正化であります。

国の指針では、これまでと違うのは特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総点検と、早急な見直し、技能労務職員、公営企業職員の給与の適正化を特に求められておりますが、これらの点についてどのように取り組むのかお聞きいたします。

また、特殊勤務手当の中で、国家公務員にない手当はどのようなものがあるのか。特殊勤務手当は勤務の内容が著しく不快、危険、不健康なものに限り認められるべきであるが、我が防府市の特殊勤務手当はこの観点から住民の理解を得られる内容となっているのかお伺いいたします。

4点目であります。民間委託の推進について、都道府県では本庁舎清掃100%、道路維持補修94%、児童館100%、市区町村では在宅配食サービス96%、ホームヘルパー派遣91%、下水終末処理施設92%など、各自治体とも積極的に民間委託を推進しています。我が防府市は、第3次行政改革後期計画で明示してありますが、民間委託件数、民間委託計画件数、平成16年度末まで何件で、どのぐらいの進捗状況なのかお伺いいたします。

5点目といたしまして、行政評価制度の取り組みであります。都道府県では97.9%、政令指定都市では100%、中核市91.4%、特例市では82.5%が導入しており、

その他の市区では検討中を含め 92.5%、町村では検討中も含め 56.2%が行政評価制度の導入に取り組んでいるが、我が防府市も限られた財源の重点配分、職員の意識改革、行政の透明性の確保、市民への説明責任などの観点から、導入を計画中とのことでありますが、実施計画について具体的に説明を願いたいと思います。

6点目は人材の育成、いわゆる人事考課制度であります。地方自治が新しい時代を迎え、高度化、多様化する住民ニーズに即応できる人材確保が重要課題であり、平成16年6月の地方公務員法の改正により、人材育成に関する基本方針を策定、人事管理、職場風土や仕事の推進、プロセスの改善に努め、能力、実績を重視した新しい人事評価のシステムの導入が求められております。組織があるのに、人を管理する制度がないのは民間では到底考えられません。導入すれば、意識改革と活性化、年功序列賃金の歯どめ、そして若い人たちにも昇進の道が開けるとの思いから、平成13年、14年に、この件に関し一般質問をさせていただきました。

平成15年度より人事考課制度を課長、主幹を対象に導入、本年度から勤勉手当を増減させる方法を導入、課長補佐級にも、本年度から評価対象になるが、手当の反映は未定、また部長、部次長級は評価する人がいない理由で導入されないとのこと。

そこで質問いたします。人事考課は、職場の資質向上、活性化、士気の高揚、職務遂行能力の向上が目的とされているが、課長補佐級の人たちにはその意識づけだけのものか。勤勉手当や昇進の参考にはしないのかお伺いいたします。

また、部長、部次長には評価する人がいないなどの理由で導入しないのは納得できないし、公明正大な制度運用が図られておりません。詳しく説明を求めるものでございます。

また、国の指針では平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランを、平成17年度中に公表することを求めているが、どのように公表するのかお伺いいたします。

次に、今後の市政運営についてお伺いいたします。

小泉内閣が言う国庫補助負担金、地方交付税、税源配分のそれぞれを見直す三位一体の改革は、基礎自治体である市町村に大きな影響をもたらしています。いよいよ平成18年度に向けての予算編成、いわゆる調整協議が始まります。もはや従来のように国に頼った財政運営は不可能であります。自治体の財政は、国の法改正の見直しに大きく影響されるように仕組まれています。各自治体が、知恵と汗を流して生き残りを図っていくしかない状況であります。

我が防府市も、一寸の光陰軽んずべからずの精神で精進し、諸問題、諸改革を解決し、推進し、自己防衛を図らなくてはなりません。

県央部の合併も厳しい状況となり、単独市政の道を歩むことになりました。あのような内容では、合併は極めて困難であり、今回の防府市の対応についても、市民は十分に理解していると認識しております。足腰の強い自治体を構築するためには、行財政改革は避けて通るわけにはいきません。第三次防府市総合計画や、第3次行政改革後期計画も策定され、順次実施されております。

松浦市長は、就任以来市民の目線に立ち、これまでの市長、だれもが手をつけなかった市政の改善と改革に積極的に取り組んでこられました。その内容につきましては、私が申し上げるまでもなく、多くの市民はその実績を高く評価していると思います。今、種をまいた状態のものもあり、成果としてすぐ出ないものもありますが、芽を出して育て、刈り取る人は松浦市長あなたしかいません。

7年前、人心一新すべての熱い思いをふるさとの人たちとともに、ふるさと再生のため全身全霊を傾注した当時の思いを持って、魅力ある都市形成確立のためにも、そしてこの路線を確固たるものにするためにも、力強い政治リーダーシップが求められます。勇気と英断、使命感に燃えている松浦市長、あなたしかいません。

本日は、6月20日であり、くしくも来年の本日は、市長はその2期目の任期を満了されることとなります。1年以内に実施される防府市長選挙には、ぜひとも立候補をしていただき、引き続きこの重責を担っていただきたいと強く願うものであります。

今後の市政への取り組みについて、松浦市長のお考えをお伺いいたしまして、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 26番、馬野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、行政改革推進の新たな指針についての私の考え、そしてまた今後の市政運営についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、昨年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を踏まえ、総務省は地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定し、本年3月29日各都道府県知事及び各政令指定都市市長に対し事務次官通知が行われ、さらに4月7日、県から各市町村長に通知されたところでございます。

これによりますと、平成17年度を起点としたおおむね21年度までの具体的な取り組みを集中改革プランとして策定、公表することとなっております。現在、本市が取り組んでいる第3次行政改革後期計画がそれに当たりますので、これをこれまでどおり公表しながら進めていきたいと考えております。

さらに、国はこの指針の中で次のように厳しく指摘しております。「厳しい財政や地域

経済の状況等を背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は厳しい。特に、給与制度やその運用などについては、なお一部に不適正な事例も見受けられ、各方面の批判が向けられている。不適正な事例を漫然と放置しては、国民の地方分権に関する共感と理解は到底得られず、もとより早急に是正される必要がある。国・地方を問わず行政に携わる者は、国民の重い負担により給与を得ているということを改めて肝に銘じる必要がある。

このような状況を踏まえると、各地方公共団体が今後行政改革を推進するに当たっては住民と協働し、首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、取り組んでいくことが求められている。また、議会においても、改革推進のためにその機能を十分に発揮することが重要である」とされております。

私は、平成10年6月の就任以来、日々が行革との思いで市役所の改革に取り組んでまいりました。これまでの具体的な取り組みにつきましては、後ほど担当部長にお答えさせていただきますが、振り返ってみますと、本市の行政改革への取り組みは、市政運営に経営感覚を取り入れていくという意識の改革からスタートいたしました。そして、まず隗より始めよという姿勢のもとに、平成10年から内部的改善に着手し、さらに平成13年には民間委員の方々からなる行政改革委員会より答申を受けて、民間でできることは民間でという発想を導入し、これまでに着手されなかった分野も含めて、積極果敢に実施してまいりました。

これらにより、目覚ましい成果を上げた面があるとは言いながらも、いまだ道遠しの感は否めません。先ほども申し上げましたように、市民への情報開示を徹底することはもとより、今回の通知を真摯に受けとめ、行政改革委員会や議会の御意見を伺いながら、懸案の行政改革を進めていきたいと考えております。

次に、今後の市政運営についての御質問でございますが、私は平成10年6月21日より、市民の負託を受け市政を担わせていただいておりますが、議員御指摘のとおり本日6月20日をもって、くしくも丸7年が経過いたしました。1日1日が任期との思いで、この7年間、2,556日、防府市の発展に意を注いでまいりました。この間、究極の行政改革と位置づけ取り組んでまいりました県央合併は、譲歩すべきは譲歩し、まさに100歩譲る形で協議いたしました。さらなる譲歩、すなわち101歩譲るがごとき決断は、防府市民の思いとはかけ離れたものであるとの思いの中で、結果的に単独市政継続となりましたことは御承知のとおりでございます。

我が防府市は、1,300年の昔から周防の国府として栄え、その誇りと将来の夢を市民とともに持ち続けていくことが、私に与えられた天命であると確信するものであり、同時にこのことは私にさらなる重大な責任が課せられたものとして真摯に受けとめてい

ころでございます。

幸いにして、市民の御理解と市職員の意識改革の中で立ち上げてまいりました行政改革は、確実な成果を生じつつありますが、この歩みをさらに加速しつつ、今こそ懸案の諸課題を解決して、真に市民に喜んでいただけるようなふるさとを建設することが、大きな時代の転換期のかじ取りをさせていただいた私に残された道であると考えております。

残された丸1年の任期を全うすると同時に、さらなる数年間の展望を市民にお示しし、その信を市民に問う覚悟でございますので、議員各位はじめ、市民の皆様方の深い御理解をお願い申し上げる次第でございます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（馬野 昭彦君） それでは、質問に従いまして順次要望などさせていただきたいと思っております。

まず最初に、今回総務省が提出した内容であります。この内容につきましては、マスコミが連日のようにどんどんその事例を出しております。そういった内容につきまして、若干お話をし、そしていろいろなことについて御要望を申し上げたいというふうに思います。

ただいま市長の御答弁では、みずから厳しくこの内容を受けとめておることが御回答の中にあつたというふうに思っておりますし、今まで行財政改革をなし遂げたその思いというのが十分伝わってまいりました。

私は、防府市にはそのような不正な給与の支給などはないとは思いますが、他市の、あるいは他県の事例を若干説明させてもらいたいと思っております。

実は、これは朝日新聞の3月21日です。「入庁から老後まで大阪市職員厚遇、これが手口」というような物すごい大きな内容が出ております。そのほかにも、たくさんの公務員給与の問題、あるいは公務員の純減目標をどうするかというような、いろいろな記事が出ておりますが、一番わかりやすいこの記事をもって、ちょっと皆さん方にお話をさせてもらいたいと思っております。

まず、県でいいますと、神奈川県、香川県、兵庫県、名古屋市、福岡県、それから静岡県、こういったところが新聞の、マスコミのターゲットというんでしょうか。今まであつたことが報道されております。その中で、本当に目をみはるようなものがたくさんあるんですね。少しずつ御紹介をさせていただきますが、例えば香川県では昨年台風が来ましたと、そして職員の方の232人が被害を受けたそうです。そして、そのときにいわゆるお見舞金ということで4,000万円を出しておるんですね、職員の方に。しかし、被害を受けたそこに住む市民は、全壊のときには補償があるが、半壊のときは補償がないという

ような事例があるんです。ましてや、この公金については自分たちも出すが公費もつぎ込む。そこでプールしたものを好き勝手に使っているということが明るみに出たわけです、今回。

そして、神奈川県では例えば55歳になったら、これは教職員であります、1人に7,000円相当のケガニとか地酒を記念品で渡す。それから、兵庫県の西宮市では、Jリーグやプロ野球の観戦など、10年間に約13億円を支出している。名古屋では、初婚、再婚を問わず、結婚祝金を10万円、それから福岡県では旅行のための温泉旅館の部屋を借り上げるとか、むちゃくちゃな。これは福岡市であります、住民票などを受け付ける市民課の職員300人に、混雑するから窓口での確な対応が必要ということで、月々4,000円を支払っている。当たり前、忙しいから、来る、そこにたまたま時間的に殺到するかもしれませんが、その人たちに月々4,000円、定額で払っている。

それと、これは静岡県ですが、県の事務職員が17人、東京と大阪に行きまして、中央省庁の方と折衝する。そのときに、折衝するのに大変だろうということで1万7,000円の手当を出している。こういうことが明るみに出ております。

しかし、これは言うても余りしようがないかなと思いますので、一番わかりやすいこの大阪市のちょっと例を読み上げてみます。

まず、大阪の場合はむちゃくちゃなことしてますが、職員互助組合、年間43億円の公費をつぎ込み、入庁から老後までをカバーするようなさまざまな福利厚生事業を展開している。先ほど言いましたように、結婚祝金、子どもの入学金、それから毎年観劇券や電化製品、退職時には別口で年に25億円の公費をつぎ込みまして、条例に基づかないやみの退職金を60万円、それから1人平均320万円のやみ年金を支給されているということです。

それから、先ほど壇上でも申し上げましたように、特殊勤務手当につきましては、危険や不快な業務に限り支給される特殊勤務手当を拡大解釈しているということです。市の水道局では、係長以下の職員全員に年平均17万円、それで3億7,000万円の支給をしていると。それから土木現場の監督には月最高4万3,000円を支払っているということでもあります。そういった特殊手当が年間多い人で50万円を超える人もあったというような事例も出ております。

それからカラ残業です。これは、公金の横領や詐欺に当たるとされておりまして、カラ残業の横行が判明した分だけで8,000万円だそうです。これは市の幹部の話では氷山の一角ということで、現在調査が進行中ということで、額がどのようになるのか、もう想像もつかないということでもあります。

そして、この大阪市ではこういったいろいろな批判を受けまして、平成17年度から互助組合への公費の補助を全廃しましたと。各種手当の廃止、削減を決めたということで、削減額が年間166億円ということも報道されております。

それと、非常にまたおもしろい、この中で、大阪市では今、關淳一市長さんという方のようですが、5代連続で助役が市長に就任するそうです、この大阪市では。それも、労組が選挙を支えて、その見返りに職員の厚遇が保障されていたということでもあります。共産党を除く、オール与党の議会は見て見ぬふりをする。そんなもたれ合いが40年間も続いたということの観点から、先ほど申し上げましたように、本年3月29日総務省はこういった厳しい指針を出してきたわけでありまして。

先ほど壇上でも申し上げましたように、平成9年には事務次官通知というのが出ておる。今回は、総務次官です。平成9年の内容を見ましたら、少子化が進む、あるいは経済もだんだん緩やかになってきたから、地方行政も改革に取り組みなさいというような指針が平成9年だったんです。それが、今回の指針の内容は、時間がありませんから前文だけちょっと読みますが、「地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてこられたところでありまして、その進捗状況については国民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていくことが必要である」ということを、総務省の事務次官が通知を出してありまして、最後に「各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知する」というような厳しい表現で来ておりますので、私がそういった内容で質問をさせていただきました。

しかし、松浦市長、先ほど話がありましたように、みずから改革に取り組んで一生懸命頑張っているというお話がありましたので、私は防府市ではこのようなことがないというふうに理解をしておりますので、御報告だけにさせていただきたいと思っております。

それから、今後の施政方針ということで、先ほど松浦市長から答弁がありました。次期も頑張ろうという心意気であろうと思っております。私も、この松浦市長の御決意のほどがわかりました。松浦市長の今の発言で、防府市民は安堵感いっぱいだろうと思っております。私も一安心したものでございます。そして、多くの市民は松浦市長の続投を望んでいるというふうに思っております。

市長職は、議員と違った意味の深い御苦労があると思いますが、私もそれは十分承知しております。それをあえて、次回もどうかというお願いをしたのが私でございますが、今、防府市民が松浦市長に何を求め何を望んでいるのか、私には理解しているつもりであります。

そのことは、財政改革や諸施策を充実し、他市に負けない安心で住みよいまちづくりなどを確固たるものにするためであります。残された任期、市民主役、市民優先のためにぜひとも勇気と英断、使命感に燃えて市民、行政、議会と連携を密にしながら、質の高い行政を進めていただきたいと思います。

そのためには、まず健康が第一番であろうと思います。山登りの好きな松浦市長、大変御多忙と思いますが、暇を見つけては右田ヶ岳に登っていただき、心身ともリフレッシュ、あわせまして充電をしながら、来年に向けて頑張ってくださいと思います。松浦市長の英断に、心から感謝を申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

以上、この項につきましては終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は2番の平成9年同様の通知を受け今日までどのように行政改革に取り組んできたのか、また今回の新たな指針を受けての取り組みと進捗状況について、総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） それでは、総務部からは行政改革の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

まず、質問の第1と第2の定員管理でございますが、本市におきましては平成8年度から2度にわたり定員適正化計画を策定し、適正な定員管理に努めるとともに、計画の数値目標と進捗状況につきましては、毎年3月1日号の市広報で公表しているところでございます。

この適正化計画の基準となった平成8年度の職員数、これは消防、水道を除きますと917人でしたが、1回目の計画終了時の平成13年度には892人、そして17年4月1日、本年度は829人と、行政改革の推進に伴い、全国平均を上回るスピードで着実に職員の削減を進めております。

また、今後の取り組みについてでございますが、議員さんの御質問にありましたように、国は新たな行政改革指針において、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げた定員適正化計画を今年度中に公表するよう求めております。本市といたしましては、平成14年度に策定した2回目の適正化計画の数値目標を、2年前倒しで本年度に達成いたしましたので、今後は平成17年度を起点に、毎年度1%を上回る職員の削減を目標としまして、退職者数及び採用者数の見込みを明示した新たな適正化計画を策定して、ことしの12月末までには公表していきたいというふうに考えております。

第3点目の給与の適正化につきましては、これまで58歳昇給停止、2キロ未満の通勤手当の廃止、住居手当や退職手当の見直し等、次々に実施し、適正化に努めてまいりました。その結果、本市のラスパイレス指数、これは国を100とした場合、99.2に下が

っており、県内13市中8位と、適正な水準になっていると存じますが、ことしの人事院勧告で国の給与構造が抜本的な見直しを予定されておりますので、改正の動向を注視しながら、人勤準拠を基本に適正化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、特殊勤務手当の中で、国家公務員にない手当についてのお尋ねですが、国と地方自治体では業務内容が異なるために、同じ手当が少なく、比較はできないのが現状です。しかし、これらの手当の中には近年の社会情勢から考えて、市民の皆様の御理解を得ることが難しいものも含まれていると認識しておりますので、廃止や減額が適当と思われる手当については、本年度中に改正すべく既に職員組合と交渉に入っているところでございます。この見直しが終了した暁には、本市の特殊勤務手当は制度の趣旨に沿った適正なものになると考えております。

次に、民間委託の計画件数と進捗状況につきましては、平成16年度末の民間委託の計画件数は19件で、このうちやはず園の民間移管、ガレキ収集や学校用務員の民間委託など、8件については実施に移しており、順調に進んでいるものと思っています。

次に、行政評価制度につきましては、本年度中のシステム構築に向けて鋭意努力しているところでございます。

6点目の人事考課制度についての質問ですが、人事考課制度につきましては、平成15年度から課長、主幹を対象に導入し、本年度からは評価の結果を勤勉手当に反映させるとともに、制度の対象者を課長補佐級まで拡大しております。

まず、新たに対象となった課長補佐の評価結果をどのように活用するかのお尋ねですが、この制度は考課者の公平、公正な評価と、被考課者の納得性の度合いが成否を左右しますので、導入当初は制度が適正に運用されているのかどうかの検証が必要と考えております。当面、異動や昇任の参考資料としての活用は考えておりますが、勤勉手当の反映につきましては、制度の定着状況を見きわめた上で検討することにしております。

次に、部長、部次長への導入ですが、この制度はまず市組織の中核である課長、主幹からスタートし、段階的に対象者を拡大する方針で進めております。人事考課の目的は、広くは人材育成と言われておりますが、職員の能力の開発、意識の改革により、市民サービスの向上、ひいては市勢の発展につながっていきますので、今後も引き続き制度の充実を図っていく中で、部長、部次長への適用の可否について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 水道局次長。

水道局次長（井上 孝一君） 引き続きまして、水道局職員の給与の適正化に向けた取

り組みについてお答えいたします。

水道局におきましても、市全体の行政改革の中で、給与体系の抜本的な見直しに取り組んでおきまして、住居・通勤・退職手当等につきましても、市長部局と同様の改正を行ってまいりました。特に、特殊勤務手当の中でも、御指摘がありました企業手当につきましては、昨年度から見直しに着手いたしまして、本年度より現行平均給料月額額の7%、金額にいたしまして2万5,800円を1万5,000円に減額いたしたところでありまして、引き続き適正化に努めたいと存じます。

今後も、給与の適正化につきましては、労働組合とも協議を重ねながら、同一、または類似の職種の国家公務員及び地方公務員並びに民間事業の従事者の給与を考慮しながら、年次計画的に適正化に努めたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（馬野 昭彦君） それでは、この項につきましては、数点、質問させてもらいたいと思います。

まず1点目の行政改革大綱における定員管理の数値目標とその公表であります。先ほど部長の答弁では、毎年1%程度の職員の削減を目標にしているということの回答がございました。

そこで、ちょっと教えてもらいたいんですが、来年度、18年度は職員の採用者数はゼロということですね。そうしますと、国が求めているのはもう21年までということで、本年度12月まで出すということですが、退職者数、これはもう絶対わかると思うんです。入庁したらだれが何年には退職しますよということでもありますので、その退職者数をちょっと教えてもらいたいと思います。

それと、職員に関連しまして、これも朝日新聞の5月25日号ですけれども、谷垣財務大臣は、25日の新聞ですから、5月24日の諮問会議で出した資料の中で、地方公務員数を課長補佐級以上の職員が国家公務員に比べて非常に多いと、著しく多いと指摘しているわけです。仮に、その比率が国家公務員と同水準になれば、人件費からいいますと年間約2,000億円が縮減されると、こういう内容を諮問会議の中で発表しております。

そのように、我が防府市も課長補佐といういわゆる吹きだまりの部分の職員が非常に多く、失礼ですけれどもいらっしゃると思う。そのようなところについての見直しをする気持ちがあるのかどうか、この2点についてお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まず、退職者数でございますけれども、先ほどの御質問がありましたように、17年度末は18名でございます。内訳は、現業職で11名、非現業

で7名の18名でございます。

ということで、以下トータルを申し上げますと、18年度末で26名、19年度末で25名、20年度末で32名、21年度末で33名というふうに、これから団塊の世代の退職ということでふえてまいるのが実情でございます。

それから、国家公務員との職員の年齢階層の問題ですけれども、国家公務員におかれましては、例えば国家種等々もありまして、いわゆる課長補佐、あるいは課長になればどんどんやめていってしまうというものがございます。それをもって、国の仕事と市の仕事を比較することはでき得ないと思っております。

したがって、地方公務員法にありますように、退職は60歳と明示してありますし、そこまできちんと雇用するのが我々の責務でございます。国の職務内容と違うものをもって、いや、国に合わせる必要性はさらさらないというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（馬野 昭彦君） その件につきましては、やはり国と地方の職務の内容についてということで理解をします。

退職者数が結構、どうなんですか、約100名ちょっとになりますね、この4年間で。ということで、そうすると先ほど御回答にありましたように、今、職員が829人と。それから、100人がざっと退職しますと、21年までには七百二、三十人と。しかし、1%程度採用するということですから、800人ですから4年間で40人ぐらい採用する。あとの60人の方が削減という理解でいいんですかね。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これは、2月に総務委員会の所管事務調査で発表いたしましたように、13年度に始めました行革の定員適正化計画では1%、ですから年間9名の削減目標でいきますというふうに申し上げました。その折、今度は第3次行政改革の後期基本計画に入りますというふうに御説明申し上げまして、ちょうど17年度に入ったわけでございます。これから先ほど申し上げましたように、12月末を目途に、これから1%以上のいわゆる定員適正化計画を立てていくということとなります。

その中には、やはり退職者、あるいは採用者の状況もありましょうし、いわゆる組織の改編といったことも念頭に置いて、これから1%を上回る、例えば1.1%になるのか1.2%になるのか、そういったトータルの目標を立てながら、総務省が示していらっしゃるように、22年のいわゆる定員適正化計画に向けて、その整合性を出していきたいと、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（馬野 昭彦君） わかりました。了解しました。

それでは、3点目の給与の適正化という部分であります。

先ほども国、あるいは地方、防府市ですね。特殊勤勉手当、こういったものが国とちょっと違うということのような御回答だったと思いますが、そしたら、防府市は市民に理解されにくいという表現の回答だったと思うんです、特殊手当。そのようなものも、市民に理解されにくいようなものもあるというような、私はちょっと理解で解釈したんですけども、それはどういうものなのか、もしわかっておれば教えていただきたいと思います。

それから、この指針の中には給与の適正化ということで、これはもちろん総務省が出している内容で、ちょっと読み上げますと、給与の適正化について、「地方公務員全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること」、特に、次のことを重点的に取り組んでくださいということなんです。

防府市は、定昇は58歳以上はやってませんというさっきのお話でした。国の指針では、55歳に引き下げてくださいというような制度を求めているということがあります。

それから、退職時の特別昇給についても、国に準じて廃止するということではありますが、これも私が平成13年ですか、特別昇給ということは非常に理解しにくいという観点から申し上げたところ、本年度からこの廃止についてはやっているということですから、これは満たされているということだと思います。

それから、ここにあります。「特殊勤務手当等の諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨に合致しないものやその支出方法が不適切なものについては、早急に見直しを図ること」というような指針内容でありますので、先ほどちょっと申し上げましたように、防府市では特殊手当というのはどのようなものがあるのか。それと、さっき市民に理解を得られるか得られないかというような、ちょっと表現的なものでしたが、その辺の御回答のようだと理解しておるんですが、その内容はどのようなものか。ちょっと教えてもらいたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 特殊勤務手当、どんなものがあるかということですが、これは市条例に載っておりますとおり19手当ございます。例えば、徴収事務手当とか衛生現業手当とか用地交渉手当とかございますが、逆に国と比較にならないということで、ちょっと国のを紹介いたしますけれども、例えば坑内作業手当とか、爆発物取扱等手当とか航空手当とか、放射線取扱手当とか、異常圧力内作業手当とか自動車等検査手当と

か、移動通信手当とか航空管制手当等々30ぐらい国はあるわけですが、先ほども別の項で申し上げましたように、国と市町村というのは、業務内容がまるっきり違います。といったところで、いわゆる特殊勤務手当の内容についてはなかなか比較ができかねるといったことを御説明申し上げたとおりでございます。特勤の具体的な内容につきましては、19項目が条例等に載っているとおりでございます。

それから、いわゆる今回組合にも提案を申し上げておるということにつきましては、例えば主に額がその額でいいのかどうか。もう少し節減、その危険の度合いに、あるいは不健康な度合いに合った額になっているかということについて、主に組合に提案をしているというふうに御理解をいただきたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（馬野 昭彦君） そしたら、防府市は給与の適正化は間違いないというふうな理解でいいわけですね。この件につきましては、やはり我々は職員の方々にそういった御負担をかけるわけにいきませんので、議員もみずからそういった改革についてはやはりやっていくということが大事であろうということもつけ加えておきたいと思います。

それでは、時間も余りありませんから民間委託についてであります。

先ほど16年度末までに19件の民間委託というような計画がありましたが、そのうち11件がまだ、8件が実施ということではありますが、その11件につきまして、何が問題でその民間委託が進められないのか。その辺についてお答えをしていただきたいと思いません。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 何が問題かといったところについては、大きく2つに区分できるかなというふうに思っております。

いま一つは、事例といたしまして、市立保育所の民設民営といった問題につきましては相手がございます、その受託していただける団体が、あるいは協議が進むのか進まないのかといったところで、さきの厚生労働省や文科省等々の中で幼保一元化というような状況変化が出てまいりまして、その経営が成り立つか成り立たないかといった原点にかかわる問題でして、相手様との協議がなかなか将来の見通しが立たないといったところで進んでないものもあります。

いま一つは、改革項目等どんどん順調にっておりますと、そのプロセスですよといったところで進んでないところもあります。例えば、学校給食等々においては、中学校給食をこの議会で可決していただきましたが、給食センター等を建てないと学校給食の委託になりませんし、またその後小学校給食の委託というのもありますけれども、これは職員

のいわゆる退職減を待って委託するという計画ですから、その計画には着実に進んでいるけれども委託化にはこぎつけていない。

あるいは、可燃物の収集業務でございますけれども、その前にガレキの収集については委託をして、その後、可燃物の収集業務の委託というふうに発表もしてきてまいりましたが、これもいわゆる市職員の自然減等々を待ってやるということで、その前段でありますガレキの収集等については既に委託が進んでおりまして、その先に可燃物の収集業務があるということです。

それから、焼却施設、あるいは破碎施設につきましても、これまでも議会でも御質問をいただきましたが、いわゆる施設の更新時にいたしましよという計画でございまして、まだ更新計画が立たないというような状況のもとでは、その委託時期についてはまだそこまでいってないというところです。

それから、住宅の修理業務等々についてはいろいろ試行錯誤しておりまして、例えば包括的な委託ができないとか、あるいは今方策についているんな方法論について協議をしております、一長一短、帯に短したすきに長しということで、なかなか方法論が見つからないといったようなものがございます。御答弁申し上げましたように、なぜ進んでいないかといった問題よりも、順調に進んでいるけれども、まだそのプロセスに入っていないというふうに御理解をいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（馬野 昭彦君） ぜひとも、民間委託については積極的に推進していただくと。これはもう行財政改革の大きな柱でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、行政評価制度であります。先ほど壇上でも申し上げましたが、この制度は将来ビジョンを築く中で非常に大事なことで、そして限られた財源を重点的に配分するというところの中から、職員の意識改革、行政の透明性、こういった観点から、早急に実施されるよう強く要請しておきたいと思ひます。

それから、時間がありませんから、この人事考課ですね、これ端的にずばりいきます、時間がありませんから。部長、部次長はなぜこの評価をされないのかということ、これは、組合員であるならば、これはもう組合との協議があるでしょうが、その辺はちょっとおかしいと思ひます。それで、もうちょっと言わせてもらおうと、市長は4年に一遍、市民からのいわゆる選択を受ける。議員もそうなんです。特別職の助役にしろ教育長にしろ、それから監査委員にしろ、これは議会の承認をもらえんやだめなんです、そうでしょう。それなのに、部長、部次長だけが評価できんというのは、ぼくはそれこそ公明正大に欠けていると思ひますよ。この辺を、ちょっと明快に御答弁してください。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 部長、部次長への人事考課の導入ですので、部長に答えさせるのは大変残酷ですから私からお答えします。

少し、部長、部次長は、民間で言えばもう役員かなというふうに思っております。民間では、役員までは人事考課をしてないのではなかろうかなという思いが1つと、部次長、あるいは部長に任命する段階で、課長のときにどれほどの仕事をし、部長の職、あるいは部次長の職に耐え得るかどうかということも十分判断をした上で、部長、あるいは部次長に任命をしておるところでございますし、過去はちょっとミステークもあったかもしれませんが、現在の部長、部次長は私どもの期待に十分こたえる仕事をしてくれている。

したがって、あえて私は 先ほどの部長の答弁では、可否という答えをしましたが、私は部長、部次長については会社で言えば役員でもあるし、もう十分仕事もしてくれているし、その意味では全員二重丸がつくような状態ですので、あえて人事考課までする必要はないのではなかろうかというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 26番。

26番（馬野 昭彦君） 時間がありませんのでこれで終わりにしますが、今、助役は企業でいうと役員ということを言いましたけど、民間でしたら役員の方ほどそういう評価を受けるんですよ。それは当然でしょう。部長、本部長であろうが役員であろうが当然ですよ。役員は、その役員会の中でいろいろ不正を起こしますと、別会社のいわゆる社長クラスに降格されるんです。いわゆる本体から外れていくんです。

社長たる者は、今回のJRもそうでしょうが、大きな事故を起こしたり、あるいは社会に大きな問題を起こすとなるならば、社長は株主総会で完全におろされます。ですから、私は部長、部次長は上司である助役、市長が評価するのが当たり前と思うんですが、これは要望にしますけれども、次回からこういったことはないように。そうせんと、差がちょっとつき過ぎるような気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、時間がありませんから、総務部長が手を挙げておりますがちょっと待ってください。時間があれば何ぼでもお互いやりとりしたいんですが、だんだん頭に来るから余り言いませんが、今回のこの改革の指針については、やはりいろいろ先ほど申し上げましたように、地方行革の指針の今回の大きな特色は、壇上で申し上げましたように具体的な取り組みをどんどんしてくださいと。そして、住民に公開されるような強い意識改革をしてくださいと。そして、あわせて最後になりますが、一部の自治体の不適切な給与支給、こういったものがあってこそこの指針が出ましたので、その重みというものを十分に認識していただいて、これからの行政改革に取り組んでいただきたいことを強くお願い申し上げ

げまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 以上で、馬野議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は14番、安藤議員。

〔14番 安藤 二郎君 登壇〕

14番（安藤 二郎君） みどりの会の安藤でございます。御苦労さんでございます。

ただいまは、市長から熱誠をもって次期について、その意欲を語られました。その後、私ごとき者が出るというのは、ちょっと恥ずかしい思いですけれども、我慢して聞いていただきたいと、こういうのを画竜点睛を欠くと申し上げます。

建設業の安全教育で必ず言われることは何かと申しますと、作業開始1時間、それから作業終了前の直前の1時間、これは最も事故率が高い。したがって、その間は気をつけなさいという教育をいたします。ただいまは、ちょうど終了前の1時間でございます。事故が起こりやすいときでございますので、何とぞ執行部におかれましては事故のないように、熱誠を持ってお答えをお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

私は、防府市の進むべき道を求めて、3月議会におきまして資源の見直し、遊休地の活用、これについて触れました。今回は、市として資源の見直し第2弾、海の活用ということについて触れていきたいと思っております。

本年平成17年度、市長の施政方針の中からは、少なくとも防府市の最大の資源とされている海の活用について、積極的な施策をしていかななくてはならないという強い意欲はともうかがうことはできません。海につきましては、港湾整備、水産業の促進、フィッシング、潮干狩り、あるいはヨット、プレジャーボートを含む海洋レジャー、考えれば考えるほど夢がわいてくる、そんな秘めたものを持つのが海です。一体、防府市ではこのすばらしい海の存在をどのように位置づけておられるのでしょうか。

そこで、質問の第1は、市長は防府市におけるまちづくりにおいて、海の存在をどのように位置づけておられるのか。また、基本的な考え方、あるいは海への思い入れについてお尋ねをいたします。

次に第2点、具体的な問題といたしまして、最初に港湾整備の問題について質問をいたします。

最初に、業界からの今年度の要望についてということですが、今年度もいつものように港湾整備について業界からの要望を取りまとめる作業が行われたようですけれども、その目的、メンバー、内容等につきまして、その概要を御説明願いたいと思っております。

2番目、平成17年度以降の港湾計画の推移について。現在の港湾計画は、平成2年ですから15年も前の港湾審議会において、平成3年からおおむね平成14年を目標年次として事業計画を推進すると定めたものによるものです。この計画性からすれば、既に平成も15年、16年と経過、したがって、この間、すなわち平成15年、16年計画とは何に基づいて整備されていたのでしょうか。また、昨年9月の私、あるいは同僚議員の質問に対しまして、平成17年度の計画改定に向けて県の港湾課を中心に検討が進められているとの回答をいただきましたけれども、この回答どおり、今年度の改定の見通しはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、もしその新たな計画ができたとして、その港湾審議会での審議を待つということになると思われますけれども、次回の港湾審議会というのはいつごろ予定されているのでしょうか。また、この審議会での計画策定に対して、防府市ではどのように関与し、どのようなスケジュールで参画していかれるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次、3番目として、三田尻港の位置づけと築地周辺の整備について。これまで港湾整備計画といえば、三田尻中関港と名づけておられますけれども、国際港として日本第17位を誇る中関港ともう一方の三田尻港とはその役柄が異なると思われれます。そうした中、三田尻港をどのように位置づけ、さらには今後どのような方針で整備を進めていこうとされるのかについてお尋ねいたします。

次に、人工干潟についてお尋ねいたします。

ことし2月、中国整備局と水産庁とで干潟やアマモ場の再生を柱にした瀬戸内海環境修復計画をまとめております。これによりますと、ことしから約20年間かけて約600ヘクタールを整備する目標を設定、今後、関係省庁や広島、山口、岡山など沿岸11府県が連携して、具体的な事業計画を進め順次着手していくとしております。

さて、そこで最初の質問ですが、この計画について当市ではどのように認識され、どのように対応されようとしているのでしょうか。また、この計画に関連して他市ではどのような対応をしておられるのかお尋ねいたします。

次に、防府市では既に平成11年、東京湾、浜名湖とともに、三田尻湾が選定され、三田尻湾生態系造成型浄化実証事業という長ったらしい事業名のもと、1万1,241平米の人工干潟を環境庁主導で造成した経緯があります。その年の9月9日、24ミリサイズのアサリ稚貝を1トン放流、調査をすることとしておりましたが、残念ながら9月24日、台風18号の被害によって調査不可能となってしまいました。

そこで、次の質問です。この人工干潟は、浚渫土に砂を覆うことをせず、浚渫土をそのまま利用する干潟として、全国的にも例の少ないものということで、その後について追跡

調査をすることとなっております。平成16年度にもその調査が実施されたと思われま  
すけれども、その状況についてお尋ねいたします。

また、国の瀬戸内海環境修復計画、あるいは他市の状況、三田尻湾での調査結果を踏ま  
えて、今後、防府市としてアサリのとれる干潟造成にどのように対応していかれるのか、  
お尋ねいたします。

第2点、防府市の一般廃棄物最終処分場についてお尋ねいたします。

第1点、この最終処分場の現況と、今後の受け入れ可能推定年数等についてお尋ねいた  
します。また、当初計画では第2期、第3期と現在地周辺を処分場の用地とする計画があ  
るようですけれども、用地取得状況、また現在の処分場の状況からすると、いつごろから  
第2期の処分場としての整備をされる予定でしょうか。今後の予定について御説明をお願  
いいたします。

第2点として、いわゆる業者による産業廃棄物の搬入についても、この一般廃棄物最終  
処分場への搬入を許可されているようですけれども、それはどのような基準で許可されて  
いるのでしょうか。これは、市内の事業所で発生した産業廃棄物は、市内の処理場でして  
ほしい、どうにかならないだろうかという要望に基づいて質問しているものであります。  
この基準を見直す予定はないかお尋ねいたします。

次に、西浦干拓地の活用についてお尋ねいたします。

先年、西浦干拓地を分断する形で環状1号線が整備されました。これによって、ドライ  
バーにとってはとても快適なドライブウエーができました。ところが一方で、海岸の堤防  
とこの道路との間に目をやりますと、雑草のまま放置されているのがわかります。一体ど  
うしたことでしょう。この放置されておる土地は、農業振興地域で全体で15万  
7,000平米、15ヘクタールもの広さです。一体いつまでこのまま放置されるのでし  
ょうか。

そこで質問をいたします。今後も、農業振興地域としてより生産性の高い土地活用を目  
指すための対策を講じていこうとしているのかどうか、そうではなくて農業振興地域から  
指定変更し、別の観点から効率的土地活用を検討していこうとしておられるのか、どのよ  
うにお考えかお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 14番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、海の活用についての御質問のうち、1点目の海の基  
本的な位置づけ並びに2点目の港湾整備についての御質問にお答えをいたしたいと存じま

す。

海に対する私の思いとのことでございますが、申すまでもございませぬが、海は命の源でございます。私たちにさまざまな恵みを与えてくれる場でもあります。幸いにして、本市は穏やかな瀬戸内海に面し、東西約22キロメートル、総延長にして約80キロにわたる美しい海岸線を有しており、古くは菅原道真公が勝間の浦に立ち寄られたことから、日本最古の天満宮が建立され、宮前町として繁栄してまいりました。

また、近世においては山陽道や萩往還道といった陸上交通の結節点としての地理的戦略性の観点から、毛利藩がお茶屋、三田尻の地を内外の交流拠点と位置づけたことで、軍港、あるいは海運の要衝として整備され、後にそれは今日の重要港湾三田尻中関港に引き継がれていったように、本市は海と密接に関係しながら発展の歴史を刻んできたといえます。

一方、近年では地球規模で進む温暖化への対応として、多くの企業が環境に対して負荷の少ない輸送手段である海運への転換を図っており、古来から本市を支えてきた海運が、時代の変遷を経て再び脚光を浴びつつあります。

さらに、国では平成15年に観光立国日本へ向けた施策が打ち出され、海や港についても環境資源としてのスポットが当てられる中、全国ではこの機をとらえて、地域の特性を生かしたさまざまな取り組みが進められるようになっております。

このように、海は私たちの貴重な財産であり、同時に本市の未来は海に開かれているといっても過言ではなく、こうした時代の潮流を的確にとらえつつ、再度海の役割を検証した上で、海域全体として恵まれた資源の有効活用による施策を推進していくことこそ、今後の防府市の発展に資するものと強く認識しているところでございます。

次に、港湾整備についての御質問にお答えいたします。

現在の三田尻中関港港湾計画は、おおむね10年間を計画期間として、平成2年6月に改定されたものでありますが、既に15年を経過しており、昨今の経済情勢や社会構造の大変革を受け、既存港湾ストックの有効活用や、港の活性化を図る必要があること等から、平成18年度の改定に向けて、現在山口県港湾課により検討作業が進められています。

これにより、市は港湾関係者や企業関係者及び運送関係者等から広く意見、要望、提言をいただき、集約した要望が港湾計画に盛り込まれるようにと、去る5月27日に第1回三田尻中関港長期構想検討会を開催したところでございます。

まず、1点目の業界からの要望はどんなものかという御質問でございますが、主といたしまして、1つ目は港湾道路のつけかえをしてほしいというもので、具体的に申し上げますと臨港道路中関東線の中関2号岸壁入り口付近から、直線で臨港道路中関西線に交差する緑地帯を臨港道路として新設してもらいたいというものでございます。

2つ目は、3号岸壁西側市有地を舗装し、あわせてこれを3号岸壁につなげてほしいというもので、これは短期的にはマツダさんの輸送用車両置き場として使用し、長期的には市有地を県に買い取ってもらい、岸壁を延ばして本格的に整備をしてもらいたいというものでございます。

3つ目は、コンテナヤード側でコンテナヤードを広げてほしい。4つ目は、中関港も三田尻港沖と同様の防波堤を設置してほしいというものでございまして、5つ目は中関港に錨地がないので、仮泊できるように県に要望してほしいというものでございます。そのほかにも、御出席いただいた関係者から、さまざまな意見要望が出されました。また、平成15年12月26日付で防府みなと振興会、平成16年12月21日付で防府商工会議所から、先ほど申し上げましたものも含めた要望がなされております。

市といたしましては、これらの意見、要望等を集約し検討を行い、平成18年度に改定される三田尻中関港港湾計画に盛り込むよう、県に強く要望してまいりたいと思っております。

次に、2点目の平成17年度以降の港湾計画についての御質問ですが、冒頭で申し上げましたように、現在の港湾計画は平成2年6月に策定され、この計画に基づき事業が進められております。なお、平成15年度から平成21年度までの7カ年を、第10次港湾整備計画事業として行われており、現計画での事業予算ベースでいくと、最終年度が平成22年度予定となります。

また、平成18年度予定される港湾計画の改定作業につきましては、防府市の三田尻中関港長期構想検討会で出された要望、意見等を同委員会、幹事会で集約検討いただいた後、山口県における検討委員会へ上程、審議いただく行為を3回程度繰り返し、最終的に平成18年秋を目途とされる山口県地方港湾審議会にて御審議をいただくこととなり、平成18年度改定として三田尻中関港港湾計画が策定されるものと思っております。

次に、3点目の三田尻港の位置づけと築地周辺整備についての御質問でございますが、三田尻中関港は、山口県の中心部に位置して、地理的にも交通アクセスにおいてもすぐれた立地条件を有しておりますので、県央部の地域経済を支える重要な物流拠点港として、また市民の憩いの場となるウオーターフロント空間の整備を図っていくなど、さらに飛躍発展させていく必要があると十分認識いたしております。

このことから、平成18年度改定される三田尻中関港港湾計画におきましては、中関地区は外国交易を主とした物流拠点、三田尻築地地区は国内交流を主とした人と人とのふれあいの拠点として、それぞれ地理的特色を生かしながら、にぎわいのある港湾地域となるよう整備計画を進めてまいりたいと存じます。

そのほか、海の活用につきましての3項目め、人工干潟についてほかの御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） それでは、私の方から人工干潟についてのお答えをさせていただきます。

瀬戸内海環境修復計画につきましては、平成17年2月に中国地方整備局と水産庁が、干潟やアマモ場の再生を柱とした計画をまとめておりますが、本年度から20年間をかけ、約600ヘクタールの海域を再生修復する目標を設定しております。

今後、関係省庁や瀬戸内海沿岸の11府県が連携して、海域ごとに具体的な事業計画をつくることとなっております。この計画の大きな目的といたしましては、従来の環境保全型に加え、回復型の施策も重視し、人工干潟やアマモ場の整備をすることで自然浄化能力の向上を図る、水産資源を含めた生態系の回復、自然海岸の再生などにつなげていくこととしております。

防府市としては、過去にアサリの増殖を図る干潟を再生する目的で、平成10年に江泊の海岸でアサリの稚貝の生育実験を、県及び漁協と共同で行った経緯もありますが、アサリ増殖の有効な成果を得るに至っておりません。また、平成11年には環境省の事業として、三田尻湾生態系造成型浄化実証事業が向島、郷ヶ崎地先において実施されましたが、この事業は人工干潟を造成し、水質の浄化機能、生物の多様な生態系の調査及びアサリの稚貝の放流実験等を行い、水環境改善技術を実証することが目的でしたが、底生動物のうち、アサリにつきましては順調な生育が得られなかったと報告されております。

このように、海域の生態系の回復、とりわけアサリの増殖には環境改善をはじめとするさまざまな困難性がありますが、防府海域で激減したアサリの繁殖を図るために、いかなる手法が有効であるのか、研究すべき課題としてはあります。

したがいまして、御質問の人工干潟の造成につきましては、今後修復計画で実施されますモデル地区の動向及び成果を注視しながら、国、山口県、漁協と協議し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 詳しい御説明をいただきまして、大変ありがとうございました。

市長さんの海に対する思い入れ、これはまさに本市の未来は海に開かれていると言われるほど、非常に強い意識を持っていらっしゃる。その割には、施政方針に3行しか出てな

いんで、どういうことかなと今悩んでいるところですけども、少なくとも海に対する思い入れは強いというふうに認識をされましたので、今安心したところでございますけれども、実は市長さんは多分御存じだろうとは思いますが、防府市に大きな看板が3つ建っているのは御存じでしょうか。生涯学習宣言都市、これは生涯学習宣言都市というのが公会堂に建っているんです。市役所の前には福祉都市宣言都市というのが建ってます。これは、ちょっと意味がわからんのですが都市宣言都市という。それからもう一つ、振替納税推進の都市というふうな大きい看板が建っているんです。

防府市は、一体どんなまちを望んでおられるのか。どういうふうなまちにしたいのかというのがちょっと見えてまいりません。市長さんとも非常に懇意である掛川市の榛村市長さん、45歳のときに5年間で7,500人の視察があつて、視察公害と言われるほどの視察があつた。それは何だったかと。生涯学習都市宣言をしたと。まちを生涯学習都市にするんだということを言われました。それは何だったかということ、生涯学習都市なんて何やっているかわからんということで皆さんいらっしゃった。市の職員が、しょうがないから市長さん、本を書いてくれということで、「生涯学習都市って何やってるの」という本を上梓しました。それで、世の中、「生涯学習」という言葉がはやり始めたわけです。

実は、その本を印刷したのは大村印刷でしたので、私は当時、もう25年も前になりますが、そのとき社長からいただいた。それで学んだわけですけども、その方は何と言っているかということ、生涯学習都市というのは、いろんないい地域をつくる、いい社会をつくる、いい未来を送る、そういうことをいろいろ並べて、4つほど並べて、いい社会をつくる、いい社会システムをつくる、いい未来をつくる、そして最後に何を言っているか。「いいとは何かということを考える多くの市民がいるまちにしたい」ということを言われたんですね。

これ非常にわかりやすいわけです。いいとは何かを考える市民がたくさんいるまちにしたい。元気が出るまちというのが、市長さんの主張でしょうけれども、どうやったら元気になるかわからないと、元気という意味がわからないのです、どうなったら元気なのか。ですから、この際、来年は国民文化祭でたくさんのお客さんも見えられることですので、ひとつ海への思い入れを込めて、新たなわかりやすいキャッチフレーズを立ち上げて、新しい看板を近々上げていただきたいということを要望したいというふうに思います。

次に、港湾整備についてでございますけれども、壇上でもちょっと質問の中に入っておりますが、平成2年にできた計画というのは、14年をおおむね目標としてやったと。15年、16年は何に基づいてそもそも事業がやられたかということが第1点。

それからその間に14年、15年、16年、ことし17年ですが、ずっと業界から要望

が上がっております。その要望は、じゃあ、どこに反映されたのか。15年、16年の要望というのはどこに反映されているのか。全然反映されなかったと考えていいわけですかね、それが2点。

それから、昨年的一般質問では17年度改定ということを言われましたけれども、ただいま市長の答弁だと18年度改定と言われました。これは17年度改定が18年度改定に延びたと考えてよろしいかどうか。その辺が3点。

それから、もう1点は、ただいま第10次計画を平成22年までやられると言われておられましたが、これは一体、じゃあ新しく平成18年度に改定される計画とどう整合されるのか、その辺のところ。

その4つについてお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 私の方から4点について御説明申し上げます。

まず第1点目の平成14年度までのという御質問と、今、平成22年までというのはどうなのかということについて御説明申し上げます。

一応、平成14年までは第9次の計画でやっておりました。ただいま進めておるのが第10次5カ年計画、第9次と10次の境目にありましたので、平成14年度が境になっているということでございます。

第2点目の業界からの要望がどのあたりまで港湾計画の中で進められているかということについて御説明申し上げますが、今、港湾計画図の中に示しております重立って図面の中でできていないのが、まずこの港湾計画の中では人工島にまだ手がつけてないという部分が、主にこの港湾計画の整備の中で未着手の部分があります。

ほかの部分につきましては、少しずつではありますが、中浦のアメニティーゾーンにしても小型船舶関係の停泊所にしましても、一部ずつではありますが着手はしております。そういう状況に、今、港湾計画の中の進捗状況はなっています。

一応、今この私の持つておるデータの中で、平成13年度までの実績が42%という形で、ことしが平成17年度であります。それからちょっと金額で申しわけないんですけども、4億円程度の毎年事業が進められているという状況にあります。

それと、3点目の18年度港湾改定の年度が17年度と、前御報告申し上げたのが延びたのかという御質問でございますけれども、この分につきましては、山口県と順次整備を進めていくお話の中で、どうしても港湾改定が18年度になったという形で、延びたと申し上げた方がいいのか、ちょっと山口県さんの方の港湾計画改定に向けての方針がそのようになって、18年度に向けての18年度秋という形で進めていきます。

ということで、先ほど市長が申しあげましたように、港湾計画の県で開催される前に、市として強固に要望を県にお伝えするために、市の内部の方で事前に各業界の方々約31名集まっていたきまして、県への港湾計画のお願いというものを盛り込んでいただきたいということで進めてまいりたいと考えております。

それと、4点目の平成22年と御説明したのはどういうことかということでございますけれども、これは先ほど、9次と10次の計画があります、それで、9次の計画が14年までという形で、10次が県の資料によりますと、15年から21年までというふうに10次がなっております。

それで、この10次、21年で完成すればいいんですが、今の予算のつきぐあいからすると、今、現計画をしております部分が22年までじゃないと、1年延びないと完成ができないという状況にあるということで、先ほど22年と述べたわけでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） わかっておられて説明しておられるのか、わかっておられなくて説明しておられるのか、私にはよく理解できないんですけれども、第9次とか第10次というのは、一体どこから出た計画かと申しますと、平成2年にできた計画を分けて9次、10次とやっているわけと理解していいですね。それ、ちょっと確認します。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今の9次、10次についての質問にお答えしますが、平成2年当時からの9次、10次とっておりましたが、最近では社会資本整備重点計画という形のものに今後移行してくると考えられます。そのあたりにつきまして、社会資本整備重点計画の概要というので今ありますけれども、そのあたりの移行、変わってきて、今の9次、10次という言葉はなくなってくると思います。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） ちょっと視点を変えて質問をしますが、平成18年に計画の改定が行われます。その改定の開始年と終了年はいつなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの質問に対しては、私の方も今、港湾計画の改正、今から進めていくわけですが、平成18年度の港湾計画を改定して、それを踏まえまると、まず県の方とずっと港湾整備に対する課題と要請を進めていきます。

それから、国交省の港湾管理者への通知という形で、最終的には港湾計画の概要の告示

までしてくるわけですが、その平成18年度から最終が私の方、今何年までにどういうふうにされるかというところまで、私の方にちょっと情報を今入れておりませんので、またその点につきましては御説明いたしたいと考えております。数字的にはつかんでおりません。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） そうすると、平成18年度に改定される計画については、その開始年も終了年もわからないということですね。そう考えてよろしいですね。

そうすると、依然として今、平成2年に定められた計画が、依然として延びてきて、本来14年の目標にやってたものが15年、16年、17年、18年と4年間も計画が延びて、その計画のもとにやられていると考えていいですか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 計画が、18年度見直しをされます。計画はあくまで広域に考えまして、陸域の関係、海の関係、いろいろ進めて長期構想を立てるわけですが、それにつきまして、まず港湾計画の改定というのは、そういう大きな観点から計画を立てていきます。その中で、事業はどこどこをどういうふうに整備していくかという形のものが事業決定されます。

その事業決定された形のを何年間でどういう形でしていくかというのが、一つの事業計画でありますので、そのあたりにつきまして、またこの予算との絡みもありましょうが、企業さんと私ども市の要望もありますが、そのあたりも踏まえて要望していったって決定していきたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） とにかく明確にわかりませんので、またじっくりと相談したいというふうに考えています。

それでは、時間がありませんので次に移らせていただきますが、三田尻港のいわゆる位置づけとして、市長さんは人と人とのふれあいの拠点とするというふうなことを言っておられますけれども、この辺の取り組みを今後どういうふうに続けていくかというのは非常に大事な点ですけれども、1つの提案といたしまして、この周辺を海洋レジャー基地と位置づけまして、ヨット、プレジャーボートの本格的マリナー、あるいは防府漁協との連携によるショッピングセンター、あるいは多くの人たちが行ける公園の設置、こういう一つの海洋レジャー基地として、三田尻港を位置づけるという案もあるんじゃないかというふうなことを提案を申し上げたいというふうに思います。

それから、今わけのわけられない返答がありましたけれども、既に周南では、つい今月の

上旬の報道によりますと、周南の櫛ヶ浜に小型船舶用の新港を整備するということを発表しております。こういうふうなことは、一切防府市では今まで行われておりません。一体どうした……。その辺をひとつ切望したいというふうに思います。

それでは、もう1件お尋ねいたしますけれども、これは総務部長にお尋ねしたいんですが、港湾整備というのは、これは産業振興の問題なんです。全庁的取り組みにいかないと、一河川課で済む問題ではありません。少なくとも、全庁的に企画あたりで港湾をどうするのか、真剣に討議しなきゃならないと思いますが、港湾課を設けて産業振興という観点から港湾計画を整備しようという考え方はないかどうか、お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 全庁的な取り組みといったところで、横断的に産業振興部にもかかわってきますんで、今は企画政策課の方がお手伝いに、要するに庁内の調整という黒子役でいつも企画政策課がお手伝いに入っているというような状況でございます。

ただ、港は県が直接管理しておりまして、主にハード面というふうになりますから、河川課でお願いしてございましたけれども、今後はいわゆるソフト面といった観点もありますので、そのあたりをどのようにしていったらいいのか、大きな宿題というふうに考えております。

いずれにしましても、ハードは県が皆予算を持っておりまして、なかなか市の携わるところはこれやってくれ、あれやってくれと要望ばかりといったことがございまして、人を配置できるまで事務量があるのかどうか、きちんと検証した上でいきたいと思います。

なお、業界からは窓口をきちんとつくっていただきたいという要望も出ておりますので、それらも検討していきたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 前向きな検討をよろしく願いいたします。

それでは、人工干潟についてちょっと周南市の例をとりますが、これもつい先日、周南市ではアサリがとれる大規模な人工干潟を、大島漁港に整備する事業を発表しております。計画では、15ヘクタールを5年かけて造成するとしておりますが、当市では何が何でもアサリは当市でとるぞという干潟の事業はどうでしょう。お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 率直に言いますが、私もアサリがたくさんとれた方がいいと思っております。

しかしながら、先ほども議員さんの御質問ありました。一定のまた御回答も答弁をさせていただきましてけれども、人工干潟をつくれれば、即アサリがたちますよという保証はど

こにも現在ございません。

したがって、さっきの大きな瀬戸内の計画もありますように、いろいろ試行錯誤でやっています。この近隣では、山口の榎野川の河口で今県が中心になっていたりして、いろいろアサリがたつように、またほかの有効な魚介類が繁殖するようということで、今実験的にやっています。

そういった実験結果、調査結果もやはり見ながら、本当に干潟をつくるのが、海の生物にとって大切であるとするということになりましたら、漁協さんの方も、市役所一緒にやろうやということになるのかもしれませんが、我々が絶対人工干潟はいいですよという担保するものがございませんので、なかなか漁協の方々にも説得するのが今日ではまだ難しいのかなというように、率直に思っております。

御理解いただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 人のやったのを見てからこっちがやるじゃなくて、自分が積極的に取り組むという、積極姿勢もよろしく願います。この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、防府市一般廃棄物最終処分場について。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、防府市一般廃棄物最終処分場についての御質問でございますけれども、まず最終処分場の現況と今後の予定についてお答えいたします。

防府市の一般廃棄物の埋立地の確保につきましては、過去において多くの皆様の御協力により、中関ブリヂストン沖埋立地、カネボウ沖埋立地、牟礼津崎沖埋立地を確保し、焼却灰等の安全な処理を行ってきたところでありますが、平成9年1月1日に中関大久保地区に地元住民の方々の御理解と御協力を得て、県内、また全国でも埋立量、面積ともに最大規模を誇る最終処分場を供用開始することができました。

供用開始後も、最終処分場の十分な維持管理及び効率的な運用を行った結果、第1工区の埋立完了年度は平成24年度を計画しておりましたが、平成32年度まで延期できる見込みでございます。今後、平成33年度以降、第2工区、第3工区と埋立を行ってまいります。より一層の効率的な運用を行い、この市民の貴重な財産である埋立地をできるだけ長期間利用できるように努めてまいります。

当初の埋立計画では、第1工区は埋立容量31万6,000立方メートルで、17年間、第2工区は15万4,000立方メートルで8年間、第3工区は16万1,000立方メートルで38年間、合計63年の埋立可能年数となりますが、この埋立可能年数をでき

るだけ延長することが、私たちに与えられた責務だと考えております。

次に、業者による産業廃棄物の搬入状況と、搬入基準の見直しの可能性についてお答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項には、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」と規定されており、つまり「事業者はみずからの責任において適正に処理しなければならない」という原則があります。一方、法第11条第2項において、「一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理については、市町村はその事務として行うことができる」とも規定しております。市町村でも、廃棄物の処理を行うことができるわけです。しかし、その場合においても、「市町村は処理に必要な費用を徴収すること等、市町村の定める条件に適合する限り、その産業廃棄物を処理することができる」と解釈されております。

また、中小企業の産業廃棄物の処理を個別処理にゆだねることには、環境保全上の支障等の理由から、適当でない場合においても産業廃棄物を処理することができるとされております。

これらのことを踏まえて、現在は搬入量を1社当たり月2トン、年間24トン以内の制限を設けて、産業廃棄物の処理を行っております。

これらの産業廃棄物の搬入量の制限は、平成2年度まで、つまり津崎沖の埋立の時期でございますけれども、平成2年度までは制限を行っていませんでしたけれども、津崎沖埋立地の延命を図るため、平成3年度より1業者当たり2トン車で年間10台、合計20トンの制限を定めたもので、新しく大久保の処分場の供用開始後もこの考えを踏襲し、業者の方々の御協力をいただき、処理を行ってございましたけれども、平成13年度において月2トンの年間24トンに改正いたしまして、現在に至っております。

業者による産業廃棄物の搬入状況と搬入制限の見直しについてでございますが、事業活動に伴い発生する産業廃棄物の搬入実績は、供用開始から平成16年度までに産業廃棄物を1万9,669トン受け入れております。前段でも申し上げましたが、法では産業廃棄物の処理については、「事業者みずから処理しなければならない」と規定しており、自己処理責任を明示しております。

大久保埋立地での一般廃棄物の長期・安全・安定な処理を行うためにも、最終処分場の埋立年数の延長を図ることが必要であり、現在の制限の適用により第1工区の埋立年数を8年間延長することができました。

したがって、行政サービスとしての産業廃棄物の処理の必要性をも考慮し、産業廃棄物の搬入制限につきましては、今後とも現在の制限を適用してまいりたいと存じており

ますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 月間2トンという廃棄物の搬入の制限というのは、全く理由にならない理由ですので、時間があればもっといろいろ話をしたいのですが、時間がないのでせめて4トンにしてほしいというふうな希望をしておきたいと思います。

4トンにしますと、じゃあどうなるか。寿命がどのくらい縮まるかといいますと2年です。2年縮まります。そして、じゃあいい点はないのかといいますと、年間3,000万円の収入があります。それでも4トンにはできない、2トンにしろというふうに言っておられますが、私はとにかく頭を下げてでも4トンにしてくださいとお願いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

この項を終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは3番、西浦干拓地の活用について。産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 西浦干拓地の活用につきましてお答え申し上げます。

西浦干拓は、優良農地の確保のため国から委託され県が実施した事業で、昭和25年に着工し、昭和45年に完成したものでございまして、農業振興地域にも現在指定されております。

御指摘の主要県道防府環状線以南の農地面積でございますが、15.2ヘクタールございまして、昨年の作付状況は飼料作物が7.6ヘクタール、景観形成作物のレンゲが2.2ヘクタール等で、合計11.9ヘクタールが作付の面積となっております。

この地域は、海に接してございまして、台風時期には塩害、強風による農作物の被害が発生することがあり、このため、作付されないで放置されたままの農地が見受けられます。このような農地の対策として、昨年、県、農協と協力して、牛の水田放牧を試験的に実施いたしております。

農作物の被害対策といたしましては、台風の襲来時期を避けるために、タマネギ、白ネギ等の冬作物や飼料作物の作付が考えられますが、収益性、労働力等の問題があり、農家、農協、関係機関と協議しながら農業振興に努めてまいります。

当該農地は区画が大きく、農道や用排水施設も整備されており、大型機械による営農が可能なこともあり、今後も農振地域として利用すべく、土地の有効利用に努めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに考えます。

議長（久保 玄爾君） 14番。

14番（安藤 二郎君） 先日、つい先週ですけれども、広島県の世羅というところに

行ってまいりました。ここには、農園がたくさんあります。なぜ行ったかという、先月日本農園という農園を立ち上げました。それは、当然その会社の社長が立ち上げたわけですが、これは8ヘクタールの農地に1.5ヘクタールのレタス製造工場をつくった。そのレタス製造工場では、大体予測されるのは月間500トン、それで水耕栽培ですが、それを大体日本で消費されるレタスの4分の1はそこから出荷されるというふうな工場でございます。製造工場です。そして、そのすぐ隣に行きますと、工場の面積8ヘクタールのトマト工場があります。これは世羅菜園というところです。これは、水耕とプラスチック下に特殊なものを置いて、これも土は要らないんですけれども、そういう工場があります。この2つの工場を見学してまいりました。そのとき何を学んだかといいますと、2つのことを学んだ。

1つはもはや農業は農業ではないんです。ここでは、既に製造業なんです。製造工場なんです。農業ではなくて製造業なんです。ですから、農業に対する考え方を根本的に変えなきゃいけないということが第1点。もう一つは、このレタス製造工場は、カナダのフローティング・クラフト、浮かぶいかだという意味ですが、いかだの上に浮いてレタスをつくるんですけれども、フローティング・クラフト栽培というのを活用しております。今もまだ1カ月ですから、カナダの技術員がずっとつきっきりでコントロールしておりますけれども、ところが、そこで私に説明してくれた人が何と言ったかという、「安藤さん、これはアメリカとかカナダという広い敷地でやられることじゃないですよ。たった1.5ヘクタールでこれだけの工場ができるんですよ」ということを言われました。その2つのことを学んだ。まさに今や農業は農業ではない、製造業であるよということ。

それから、もう一つはたった1.5ヘクタールで十分な生産ができると、その2つ。今、産業振興部長はあの田んぼ、何ヘクタールと言いましたか。15ヘクタールもあるんですよ。15ヘクタールもあれば、今のこのレタス工場が10もできるんですよ。なぜ生産性の高い、何かそういった発想が出ないんですか。そういうものを考えなきゃいけない時期だと思うんです。

経済成長がどんどんいっていった折には、工業生産用の工場を誘致することばかり考えてまいりました。しかし、今や農産物製造用工場を誘致する時期です。誘致するのは、ほかの企業が入るわけじゃないんです。地元のお百姓さんでできるじゃないですか。地元でできるじゃないですか。地元の人と物でできるんです。知恵を出せば、それだけの農業生産用の工場が誘致できるわけですよ。

ですから、我々は今から土地を活用するに当たっては、より生産性の高い土地活用、あくまで、今産業振興部長が言われました農業振興地域ということに固執されるのであれば、

いかに生産性の高い農業振興地域を豊かにさせるかということを考えてらうですか。そのことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で14番、安藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4時54分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年6月20日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 深 田 慎 治

防府市議会議員 伊 藤 央